

# 江田島市下水道事業経営戦略

## 【第1次改訂】

令和2年3月

広島県江田島市



## 目次

1. 趣旨	1
2. 経営戦略の位置付け	1
3. 計画期間	1
4. 経営戦略の構成	2
5. 江田島市の下水道事業の現状	2
6. 経営の基本方針	5
7. 投資・財政計画	6
8. 効率化・経営健全化の取組み	7
9. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	9
[付属資料]	
江田島市下水道事業投資・財政計画 (別紙 1)	10
<b>【公共下水道事業】</b>	
1. 江田島市の公共下水道事業の現状	12
2. 経営の基本方針	14
3. 投資・財政計画	14
4. 効率化・経営健全化の取組み	15
5. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	17
[付属資料]	
経営戦略調書 (別紙 2)	18
経営比較分析表 (別紙 3)	23
投資・財政計画 (別紙 4)	24
<b>【特定環境保全公共下水道事業】</b>	
1. 江田島市の特定環境保全公共下水道事業の現状	26
2. 経営の基本方針	28
3. 投資・財政計画	28
4. 効率化・経営健全化の取組み	29
5. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	31
[付属資料]	
経営戦略調書 (別紙 5)	32
経営比較分析表 (別紙 6)	37
投資・財政計画 (別紙 7)	38
<b>【農業集落排水事業】</b>	
1. 江田島市の農業集落排水事業の現状	40
2. 経営の基本方針	42
3. 投資・財政計画	42
4. 効率化・経営健全化の取組み	43
5. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	45
[付属資料]	
経営戦略調書 (別紙 8)	46
経営比較分析表 (別紙 9)	51
投資・財政計画 (別紙 10)	52



## 1. 趣 旨

下水道は、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない公共性、公益性の高い重要な基盤施設です。

江田島市は、平成16年11月に安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、佐伯郡沖美町、佐伯郡大柿町の4町が合併して市制移行しました。

本市の下水道事業は、平成元年に能美町の中田処理区域で事業着手を行い、平成6年に供用を開始しました。平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（江田島町秋月・大柿町柿浦・大柿町大君等）については、合併浄化槽補助金による整備区域とし、令和2年度中には、江田島市の下水道の管渠整備を概ね完了する予定です。

今回、計画区域の縮小に伴い下水道計画が変更されたことから、平成29年3月に策定した江田島市下水道事業経営戦略について、施設の維持管理や改築更新に重点を置いた経営計画に改定しました。また、少子高齢化、生活様式の多様化、省資源化、経済成長の鈍化等の社会情勢の影響によって有収水量が減少傾向にあり、これらを踏まえた下水道事業の健全な経営の維持が課題となっています。

この「経営戦略」は、下水道計画や社会情勢の変更に対応し、今後も安定した下水道サービスを持続的に提供していくために策定するものです。

## 2. 経営戦略の位置付け

本市は、平成21年7月に総務省から通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、平成22年度に下水道事業の現状と課題を把握し、将来の基本方針として「江田島市下水道ビジョン」を策定しました。

国は、人口減少、施設の老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成26年8月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、平成32年度を目途に「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請しています。

本市の下水道事業は、平成23年度にすべての事業において、地方公営企業法の適用を受け、企業会計への移行、平成26年度には、地方公営企業法等の改正に伴う新たな会計基準の適用等、これらの経営環境の変化に対応するため、現状と将来見通しを踏まえ、中期的な視点に立った「経営戦略」を策定し、経営健全化の指針とするものです。平成30年度に事業計画の変更を行ったことに伴い、施設の維持管理や改築更新に重点を置いた経営計画に改定しています。

## 3. 計画期間

令和2年度から令和11年度（10年間）

## 4. 経営戦略の構成

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3事業を運営しています。江田島市下水道事業経営戦略は、3事業の経営戦略を取りまとめて作成しています。

## 5. 江田島市の下水道事業の現状

### (1) 行政人口の推移

江田島市は、平成16年11月1日に安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、沖美町、大柿町が合併して誕生しました。

平成30年度末時点で22,979人と合併から14年で、およそ7,000人減少し、過疎化が進んでいます。下水道計画区域内においても同様に年間400人程度減少し、今後もこの傾向が続くと考えられます。

### (2) 下水道事業の概要

江田島市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業があり、公営企業として実施しています。

事業の実施状況については、平成元年に中田処理区域から下水道整備に着手し、市内全域の整備計画として、公共下水道1処理区域、特定環境保全公共下水道4処理区域、農業集落排水2処理区域の整備を実施しています。

平成31年3月末現在においては、処理場は整備完了・稼働中で、管渠は令和2年度中に概ね整備完了の予定です。整備状況は、次のとおりです。

- 公共下水道（中央処理区域）は、面積318.3ha・人口3,520人の計画で令和2年度中に概ね整備完了の予定です。
- 特定環境保全公共下水道（切串ほか3処理区域）は、面積391.9ha・人口6,830人の計画で、中田処理区域は平成21年度、切串処理区域、鹿川処理区域は平成23年度をもって整備完了し、大柿処理区域については、平成30年度の事業計画の変更によって、整備完了となりました。
- 農業集落排水（三高ほか1処理区域）は、面積111.3ha・人口5,190人の計画で平成19年度に整備を完了しています。
- 整備率は、公共下水道で96.7%の面整備を完了し、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は100%完了となっています。
- 処理人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口×100）は、71.4%（16,413人/22,979人）です。
- 水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）は、73.7%（12,091人/16,413人）です。

表 5-1 下水道事業の概要

事業名	処理区名	全体計画				現況(31年3月末現在)						
		計画人口	計画面積	処理能力	整備面積	整備率	処理能力(現有)	現況処理水量 (日平均)	現況処理水量 (日最大)	事業着手	供用開始	整備完了予定
公共下水道	中央	3,520人	318.3ha	2,920m <sup>3</sup> /日	307.9ha	96.7%	2,920m <sup>3</sup> /日	1,567m <sup>3</sup> /日	2,625m <sup>3</sup> /日	H3	H9	R1
	計	3,520人	318.3ha	2,920m <sup>3</sup> /日	307.9ha	96.7%	2,920m <sup>3</sup> /日	1,567m <sup>3</sup> /日	2,625m <sup>3</sup> /日			
特定環境保全公共下水道	切串	1,280人	118.2ha	600m <sup>3</sup> /日	118.2ha	100.0%	600m <sup>3</sup> /日	248m <sup>3</sup> /日	492m <sup>3</sup> /日	H12	H17	H23完了
	大柿	1,910人	98.3ha	1,400m <sup>3</sup> /日	98.3ha	100.0%	1,400m <sup>3</sup> /日	586m <sup>3</sup> /日	1,114m <sup>3</sup> /日	H6	H15	H30完了
	中田	2,220人	102.9ha	1,760m <sup>3</sup> /日	102.9ha	100.0%	1,760m <sup>3</sup> /日	703m <sup>3</sup> /日	1,273m <sup>3</sup> /日	H1	H6	H21完了
	鹿川	1,420人	72.5ha	600m <sup>3</sup> /日	72.5ha	100.0%	600m <sup>3</sup> /日	253m <sup>3</sup> /日	518m <sup>3</sup> /日	H13	H18	H23完了
	計	6,830人	391.9ha	4,360m <sup>3</sup> /日	391.9ha	100.0%	4,360m <sup>3</sup> /日	1,790m <sup>3</sup> /日	3,397m <sup>3</sup> /日			
農業集落排水	三高	2,630人	59.2ha	711m <sup>3</sup> /日	59.2ha	100.0%	711m <sup>3</sup> /日	278m <sup>3</sup> /日	617m <sup>3</sup> /日	H14	H18	H19完了
	沖	2,560人	52.1ha	692m <sup>3</sup> /日	52.1ha	100.0%	692m <sup>3</sup> /日	200m <sup>3</sup> /日	566m <sup>3</sup> /日	H7	H11	H12完了
	計	5,190人	111.3ha	1,403m <sup>3</sup> /日	111.3ha	100.0%	1,403m <sup>3</sup> /日	478m <sup>3</sup> /日	1,183m <sup>3</sup> /日			
合計		15,540人	821.5ha	8,683m <sup>3</sup> /日	811.1ha	98.7%	8,683m <sup>3</sup> /日	3,835m <sup>3</sup> /日	7,205m <sup>3</sup> /日			

※ 整備率＝H30年度末整備面積/全体計画面積として算出。

このように平成 30 年度末で全体の 98.7%の整備が完了し、今後は、公共下水道の中央処理区域の大柿町飛渡瀬地区ほか 10.4ha の管渠整備を予定しています。

江田島市の下水道事業は、平成 6 年度の供用開始から、概ね 20 年が経過し、建設から維持管理の時代に変換しつつあり、計画的な改築更新が必要となってきました。そこで、公共下水道の中央浄化センター、特定環境保全公共下水道の中田浄化センターにおいては、計画的な改築更新を踏まえた長寿命化事業により改築更新工事を行っています。また、農業集落排水事業の各施設においても、計画的な改築更新を検討していきます。

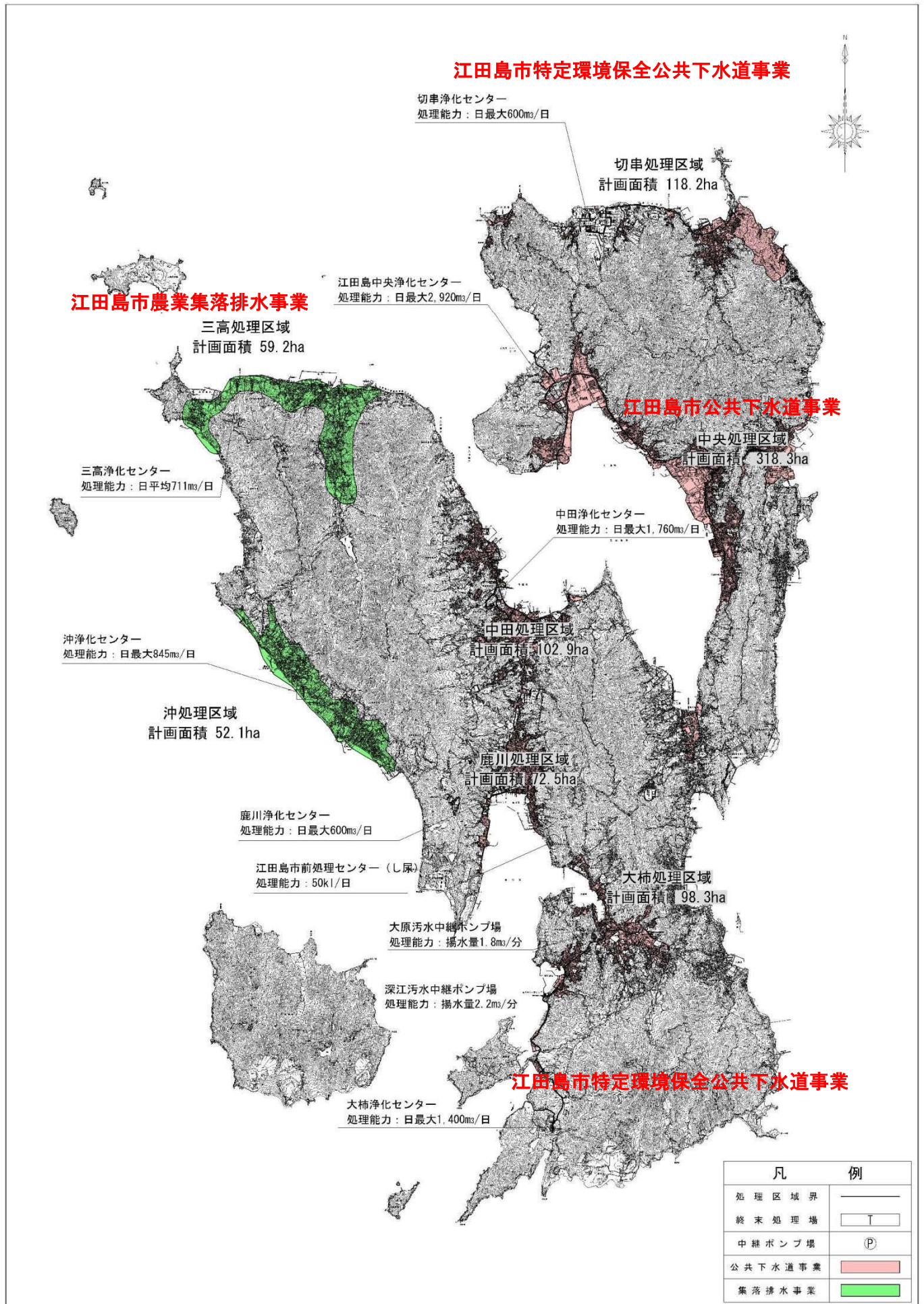


図 5-1 下水道施設位置図



## 6. 経営の基本方針

江田島市においては、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に対応した事業の健全な経営が求められています。このため、平成 28 年度に、持続可能な下水道事業の実現に向け、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、「経営戦略」を策定しました。今回、平成 30 年度の下水道計画区域縮小に伴う事業計画の変更に伴い、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間として「経営戦略」の見直しを行い、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

### 基本方針

#### 【公共下水道事業】

- 整備率は、平成 30 年度末で 96.7%です。
- 平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（江田島町秋月等）については、合併浄化槽補助金による整備区域とし、令和 2 年度中に管渠整備は概ね完了する予定です。よって、今後の公共下水道事業は、管渠整備から既存施設の維持管理の効率化に取り組みます。

#### 【特定環境保全公共下水道事業】

- 平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（大柿町柿浦・大柿町大君等）については、合併浄化槽補助金による整備区域としました。よって、特定環境保全公共下水道事業は、未整備区域の削除によって整備率が 100%となり、今後は既存施設の維持管理の効率化に取り組みます。

#### 【農業集落排水事業】

- 整備率は 100%であり、施設の維持管理を行ってきました。今後も改築更新事業を計画的に行います。

#### 【下水道事業全体】

- 施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題もあることから、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新、維持管理の効率化などについて検討します。
- 使用料については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行いました。同年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。なお、使用料改定は、市民への大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要と考えています。

## 7. 投資・財政計画（別紙 1 参照）

### （1）投資計画

#### 【公共下水道事業】

中央処理区域の大柿町飛渡瀬地区ほか 10.4ha の管渠築造工事及び、江田島市中央浄化センターの改築更新工事に対する投資を予定しています。

その他の施設の更新としては、中央処理区域のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

#### 【特定環境保全公共下水道事業】

大須浄化センターを切串浄化センターに統合するための接続管渠工事及び大柿処理区域の中継ポンプ場の改築更新工事に対する投資を予定しています。

その他の施設の更新としては、特定環境保全公共下水道事業の区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

#### 【農業集落排水事業】

平成 30 年度の事業計画の変更によって、農業集落排水事業の大須処理区域は、特定環境保全公共下水道へ移管されています。その他の施設の更新としては、三高・沖処理区域の浄化センター機器や同処理区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

### （2）財源計画

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年度に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。令和 3 年度と令和 8 年度に使用料改定を予定して積算しています。資本的収入では、国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

### （3）投資以外の経費

職員給与費については、第 4 次江田島市行財政改革大綱（R2～R6）に基づき現状に合った適正な職員数となっていることから、現状維持を見込んでいます。

修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいます。

## 8. 効率化・経営健全化の取組み

### (1) 組織及び人材に関する事項

企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営しています。第4次江田島市行財政改革大綱（R2～R6）に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っています。

また、本市の下水道事業においては、平成6年4月1日から能美町の特定環境保全公共下水道において地方公営企業法の適用を受け特別会計から企業会計へ移行しています。下水道事業全体では平成23年4月1日に企業会計へ移行しており、公営企業として一体的な組織による運営を行い、経費の節減を図っています。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計などの民間による経営管理手法を導入して、経営能力の向上を目指します。

また、将来の下水道事業を担う人材育成を図るため、経験のある職員による指導や職員研修などに積極的に参加させます。

### (2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

#### 【公共下水道事業】

平成21年度の計画見直しにより、大柿町飛渡瀬地区を大柿処理区域から中央処理区域へ編入したことにより、投資経費の縮減を図っています。農業集落排水施設の大須浄化センターで発生する汚泥を中央浄化センターへ運搬し、汚泥脱水及び処分作業の集約を行い効率化を図っています。なお、令和2年度には、大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道施設の切串処理区域へ管渠接続による統合を行い、さらに費用を削減できると考えています。

平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（江田島町秋月等）については、合併浄化槽補助金による整備区域に変更しました。

#### 【特定環境保全公共下水道事業】

大柿浄化センターでは、平成26年度から、江田島市前処理センター（し尿・浄化槽汚泥脱水機施設）で脱水した、ろ液を下水道管を通じて投入し共同処理することで、市全体の汚泥処理費の低減を図っています。平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（大柿町柿浦・大柿町大君等）については、合併浄化槽補助金による整備区域としました。また、農業集落排水施設の大須浄化センターを廃止し、管渠接続によって切串処理区域へ統合します。

## 【農業集落排水事業】

農業集落排水事業の施設であった大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道事業の切串処理区域へ統合します。これによって、更新費及び管理運営費の低減を図る予定です。

### （３）投資の平準化に関する事項

公共下水道の面整備が令和 2 年度で概ね完了することを踏まえ、既存施設の改築更新及び長寿命化による施設の維持に対しての投資にシフトしていきます。施設更新の実施に当たっては、平成 30 年度に江田島市農業集落排水施設最適整備構想を策定しており、令和元年度には江田島市下水道ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化に努めます。

### （４）民間活力の活用に関する事項

汚水処理施設の維持管理業務については、民間業者に業務委託しています。業務内容は、処理場、ポンプ場等の維持管理、汚泥の運搬及び処分です。今後も委託業者と連携を深め、経費節減に努めていきます。社会状況を把握しながら包括的民間委託を導入するなど、民間活用の可能性を検討していきます。

### （５）使用料、その他の収入に関する事項

公営企業は独立採算性により、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることが原則とされています。経費のうち汚水処理費については、基本的に利用者からの使用料で負担することとされています。江田島市の使用料改定については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行っています。

なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を合わせた下水道事業全体での経営健全化を目的とし、令和元年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。

また、下水道管を整備しても宅地からの排水管が接続され、水洗化されなければ使用料収入は見込めません。よって、使用料の検討に加え、戸別訪問、市広報、ホームページなどで水洗化の必要性やメリットを PR し、水洗化を促進することで投資効果の向上を図ります。併せて水道事業との連携による、使用料の収納率の向上を目指します。

#### **(6) 職員給与に関する事項**

市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化や職員給与の適正化に努めます。

#### **(7) 動力費，薬品費，修繕費に関する事項**

汚水処理施設の維持管理委託業者と連携を図り、経費節減に努めます。

#### **(8) 委託費に関する事項**

委託の内容を随時精査し、委託費の適正化に努めます。

#### **(9) 不明水対策に関する事項**

不明水は、処理経費がかさむ要因となるため、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を図る予定です。

#### **(10) 危機管理の体制に関する事項**

自然災害や事故等の不測の事態に備えるため、下水道事業業務継続計画の策定及び職員訓練の実施により危機管理体制の強化を図ります。

### **9. 経営戦略の事後検証，更新等に関する事項**

社会構造及び状況変化を考慮しながら、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、持続可能な経営に向け継続的に改善を図ります。

# 投資・財政計画

(別紙1)

区分	年度	【江田島市下水道事業】											
		前々年度 (決算)	前年度 (見算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益	1. 営業	250,373	259,715	262,084	320,851	316,789	312,718	308,636	304,543	360,229	355,827	351,789	348,141
	(1) 受託工事	249,996	259,595	261,975	314,039	310,898	307,788	304,708	301,660	358,370	354,785	351,235	347,721
	(2) 業外	377	120	89	6,812	5,891	4,930	3,928	2,883	1,859	1,042	554	420
収益的	2. 営業	816,561	915,324	1,012,610	715,050	708,545	695,145	663,639	656,384	592,742	561,436	554,634	552,841
	(1) 補助	461,685	545,676	632,980	409,681	401,873	387,242	364,789	354,452	285,262	270,408	266,308	264,066
	(2) 他	461,685	545,676	632,980	409,681	401,873	387,242	364,789	354,452	285,262	270,408	266,308	264,066
収益的	3. 長期前受金	354,756	369,607	379,627	305,306	306,609	307,840	298,787	301,869	307,417	290,965	288,263	288,712
	(3) 受金	120	41	3	63	63	63	63	63	63	63	63	63
	(C) 収入	1,066,934	1,175,039	1,274,674	1,035,901	1,025,334	1,007,863	972,275	960,927	952,971	917,263	906,423	900,982
支出	1. 職員	43,286	62,035	65,392	54,881	53,731	53,192	52,658	52,129	51,606	51,087	50,573	50,066
	(1) 給与	26,036	32,604	32,979	29,896	29,596	29,299	29,005	28,714	28,426	28,140	27,857	27,578
	(2) 経費	17,250	29,431	32,413	24,985	24,135	23,893	23,653	23,415	23,180	22,947	22,716	22,488
支出	2. 経費	263,283	385,907	298,355	295,371	292,416	289,490	286,593	283,726	280,887	278,077	275,295	272,540
	(1) 修繕	33,709	37,750	38,270	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	32,876	32,876
	(2) 材料	4,562	10,400	12,711	11,662	11,662	11,662	11,662	11,662	11,662	11,662	7,882	7,882
支出	3. 償却	225,012	337,757	247,424	248,709	245,754	242,828	239,931	237,064	234,225	231,415	234,737	231,982
	(1) 償却	635,976	626,778	683,003	607,062	609,533	604,570	580,105	578,704	579,737	552,041	548,646	550,148
	(2) 業外	112,100	98,250	88,211	78,587	69,654	60,611	52,919	46,358	40,741	36,058	31,909	28,230
流出	2. 支払	107,512	98,200	88,161	78,477	69,544	60,501	52,809	46,258	40,631	35,948	31,799	28,120
	(1) 支払	4,588	50	50	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	(2) 他	1,054,645	1,172,970	1,134,961	1,035,901	1,025,334	1,007,863	972,275	960,927	952,971	917,263	906,423	900,982
流出	3. 損益	12,289	2,069	139,713									
	(E) 利益	6,674	1,198	181,586									
	(F) 損失	18,963	3,267	321,299									
流出	4. 損益	12,289	2,069	139,713									
	(G) 利益												
	(H) 損失												
流出	5. 純利益												
	(E)+(H)												
	(I) 繰越利益剰余金又は累積欠損金												
流出	6. 流動	385,830	295,673	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656	368,656
	(J) 収入	11,458	12,300	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
	(K) 償還	590,157	448,655	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863	450,863
流出	7. 流動	150,106	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	(L) 収入												
	(M) 償還												
流出	8. 積欠損金比率	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)
	(N) 比率												
	(O) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した積欠損金の不足額												
流出	9. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した積欠損金の比率	250,373	259,715	262,084	320,851	316,789	312,718	308,636	304,543	360,229	355,827	351,789	348,141
	(P) 比率												
	(Q) 地方財政法施行令第16条により算定した積欠損金の不足額												
流出	10. 健全化法施行令第16条により算定した積欠損金の不足額												
	(R) 比率												
	(S) 健全化法施行令第17条により算定した積欠損金の不足額												
流出	11. 健全化法施行令第17条により算定した積欠損金の不足額												
	(T) 比率												
	(U) 健全化法第22条により算定した積欠損金の不足比率												

投資・財政計画

区分	【江田島市下水道事業】											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本的収入												
1. 企業費平準化償還金	34,700	68,800	84,100	98,000	58,000	54,000	55,500	62,000	54,500	57,000	59,500	
2. 他会計補助金												
3. 他会計補助金	77,885	160,222	33,917	33,828	40,492	28,626	15,646	22,754	27,973	19,808	19,723	
4. 他会計借入金	80,430	98,547	116,769	143,403	104,968	90,263	74,379	74,265	65,522	65,247	66,565	
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	69,412	159,392	169,080	198,000	117,700	111,300	114,600	126,800	110,700	114,700	120,850	
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金	14,853	5,784	4,453	2,000	2,000	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
9. その他												
計	277,280	492,745	408,319	475,231	323,160	285,489	261,425	287,119	259,995	258,055	267,938	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
(C)	277,280	492,745	408,319	475,231	323,160	285,489	261,425	287,119	259,995	258,055	267,938	
1. 建設改良費	194,527	362,578	384,562	412,271	251,460	238,560	244,824	269,075	236,761	244,550	256,736	
うち職員給与費	25,650	16,032	16,292	16,128	15,965	15,804	15,488	15,332	15,178	15,096	14,944	
2. 企業債償還金	385,415	392,243	391,539	393,665	393,101	363,908	313,860	289,807	268,600	241,420	235,986	
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	579,942	754,821	776,101	805,936	644,561	602,468	558,684	558,882	505,361	485,970	492,722	
(D)												
(E)	302,662	262,076	367,782	330,705	321,401	316,979	299,922	271,763	245,366	227,915	224,784	
(D)-(E)	277,280	492,745	408,319	475,231	323,160	285,489	261,425	287,119	259,995	258,055	267,938	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額												
1. 損益勘定留保資金	290,618	238,252	334,394	301,756	302,924	296,730	276,835	272,320	261,076	242,016	235,099	
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他	12,044	23,824	33,388	36,012	21,408	20,249	20,847	23,066	20,785	20,858	21,980	
計	302,662	262,076	367,782	337,768	324,332	316,979	297,682	295,386	281,861	262,874	257,079	
(F)												
(E)-(F)												
他会計借入金残高												
計												
(G)												
(H)	4,691,629	4,461,187	4,153,748	3,858,083	3,522,982	3,213,074	2,673,031	2,445,224	2,231,124	2,046,704	1,870,218	

○他会計繰入金

区分	【江田島市下水道事業】											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分												
うち基準内繰入金	461,685	545,676	632,980	409,681	401,873	387,242	354,452	285,262	270,408	266,308	264,066	
うち基準外繰入金	372,536	384,661	336,165	322,551	314,795	305,321	290,829	283,135	221,520	213,350	207,109	
計	834,221	930,337	969,145	732,232	716,668	692,563	645,281	568,397	491,928	479,658	471,175	
資本的収支分												
うち基準内繰入金	158,315	258,769	150,686	177,231	145,460	118,889	90,025	97,019	93,495	85,055	86,288	
うち基準外繰入金	80,430	98,547	116,769	143,403	104,968	90,263	74,379	74,265	65,522	65,247	66,565	
計	238,745	357,316	267,455	320,634	250,428	209,152	164,404	171,284	159,017	150,302	152,853	
他会計繰入金												
計	620,000	804,445	783,666	586,912	547,333	506,131	444,477	382,281	363,903	351,363	350,354	

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の四に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財普第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。





## 【公共下水道事業】



# 公共下水道事業

江田島市公共下水道事業の経営戦略は、経営戦略策定ガイドラインに沿って別紙2の経営戦略調書に基づき、次のとおり作成しました。

## 1. 江田島市の公共下水道事業の現状

### (1) 行政人口の推移

江田島市は、平成16年11月1日に安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、沖美町、大柿町が合併して誕生しました。

平成30年度末時点で22,979人と合併から14年で、およそ7,000人減少し、過疎化が進んでいます。公共下水道計画区域においても同様に年間100人程度減少し、今後もこの傾向が続くと考えられます。

### (2) 公共下水道事業の概要

江田島市公共下水道事業の実施状況については、平成3年に中央処理区域において下水道整備に着手しました。平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域については、合併浄化槽補助金による整備区域へと変更しました。

平成31年3月末現在においては、処理場は整備完了・稼働中で、管渠は令和2年度中に概ね整備完了の予定です。整備状況は、次のとおりです。

- 公共下水道は、面積318.3ha・人口3,520人の計画で、整備率96.7%で整備中です。
- 処理人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口×100）は、60.4%（4,533人/7,503人）です。
- 水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）は、81.9%（3,714人/4,533人）です。

表 1-1 公共下水道事業の概要

事業名	処理区名	全体計画			現況(31年3月末現在)							
		計画人口	計画面積	処理能力	整備面積	整備率	処理能力(現有)	現況処理水量(日平均)	現況処理水量(日最大)	事業着手	供用開始	整備完了予定
公共下水道	中央	3,520人	318.3ha	2,920m <sup>3</sup> /日	307.9ha	96.7%	2,920m <sup>3</sup> /日	1,567m <sup>3</sup> /日	2,625m <sup>3</sup> /日	H3	H9	R1
	計	3,520人	318.3ha	2,920m <sup>3</sup> /日	307.9ha	96.7%	2,920m <sup>3</sup> /日	1,567m <sup>3</sup> /日	2,625m <sup>3</sup> /日			

※ 整備率＝H30年度末整備面積/全体計画面積として算出。

このように平成30年度末で96.7%の整備が完了し、令和2年度中に、中央処理区域の大柿町飛渡瀬地区の管渠整備をもって概ね整備完了の予定です。

また、平成9年度の供用開始から、20年程度が経過しています。そこで、中央浄化センターにおいては、計画的な改築更新を踏まえた長寿命化事業により改築更新工事を行っています。

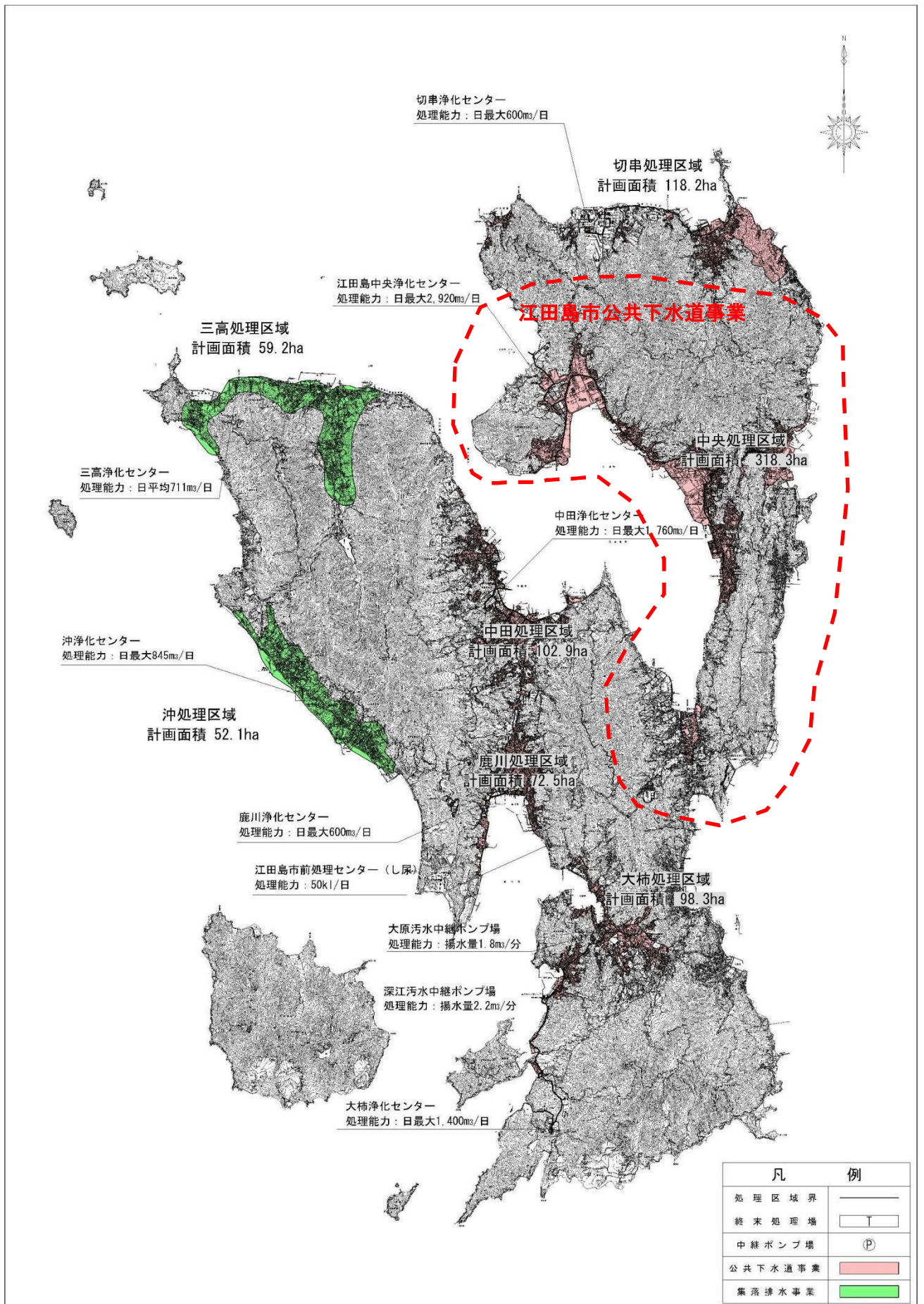


図 1-1 下水道施設位置図

## 2. 経営の基本方針

江田島市においては、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に対応した事業の健全な経営が求められています。このため、平成 28 年度に、持続可能な下水道事業の実現に向け、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、「経営戦略」を策定しました。今回、平成 30 年度の下水道計画区域縮小に伴う事業計画の変更に伴い、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間として「経営戦略」の見直しを行い、次の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

### 基本方針

- 整備率は、平成 30 年度末で 96.7%です。
- 平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（江田島町秋月等）については、合併浄化槽補助金による整備区域とし、令和 2 年度中に管渠整備は概ね完了する予定です。よって、今後の公共下水道事業は、管渠整備から既存施設の維持管理へシフトし、施設維持の効率化に取り組んでいきます。
- 施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題もあることから、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新についても検討します。
- 使用料については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行いました。令和元年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。なお、使用料改定は、市民の大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要と考えています。

## 3. 投資・財政計画（別紙 4 参照）

### （1）投資計画

中央処理区域の大柿町飛渡瀬地区ほか 10.4ha の管渠築造工事及び、江田島市中央浄化センターの改築更新工事に対する投資を予定しています。

その他の施設の更新としては、中央処理区域のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

## (2) 財源計画

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年12月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。令和3年度と令和8年度に使用料改定を予定して積算しています。資本的収入では、社会資本整備総合交付金による国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

## (3) 投資以外の経費

職員給与費については、第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき現状に合った適正な職員数となっていることから、現状維持を見込んでいます。

修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいます。

## 4. 効率化・経営健全化の取組み

### (1) 組織及び人材に関する事項

企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営しています。第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っています。

また、本市の下水道事業においては、平成6年4月1日から能美町の特定環境保全公共下水道において地方公営企業法の適用を受け特別会計から企業会計へ移行しています。公共下水道事業を含む下水道事業全体では平成23年4月1日に企業会計へ移行しており、公営企業として一体的な組織による運営を行い、経費の節減を図っています。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計などの民間による経営管理手法を導入して、経営能力の向上を目指します。

また、将来の下水道事業を担う人材育成を図るため、経験のある職員による指導や職員研修などに積極的に参加させます。

## (2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成 21 年度の計画見直しにより、大柿町飛渡瀬地区を大柿処理区域から中央処理区域へ編入したことにより、投資経費の縮減を図っています。農業集落排水施設の大須浄化センターで発生する汚泥を中央浄化センターへ運搬し、汚泥脱水及び処分作業の集約を行い効率化を図っています。なお、令和 2 年度には、大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道施設の切串処理区域へ管渠接続による統合を行い、さらに費用を削減できると考えています。

平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（江田島町秋月等）については、合併浄化槽補助金による整備区域に変更しました。

## (3) 投資の平準化に関する事項

面整備が令和 2 年度で概ね完了することを踏まえ、既存施設の改築更新及び長寿命化による施設の維持に対しての投資にシフトしていきます。施設更新の実施に当たっては、令和元年度には江田島市下水道ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化に努めます。

## (4) 民間活力の活用に関する事項

汚水処理施設の維持管理業務については、民間業者に業務委託しています。業務内容は、処理場、ポンプ場等の維持管理、汚泥の運搬及び処分です。今後も委託業者と連携を深め、経費節減に努めていきます。社会状況を把握しながら包括的民間委託を導入するなど、民間活用の可能性を検討していきます。

## (5) 使用料、その他の収入に関する事項

公営企業は独立採算性により、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることが原則とされています。経費のうち汚水処理費については、基本的に利用者からの使用料で負担することとされています。江田島市の使用料改定については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行っています。

なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を合わせた下水道事業全体での経営健全化を目的とし、令和元年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。

また、下水道管を整備しても宅地からの排水管が接続され、水洗化されなければ使用料収入は見込めません。よって、使用料の検討に加え、戸別訪問、市広報、ホームページなどで水洗化の必要性やメリットを PR し、水洗化を促進することで投資効果の向上を図ります。合わせて水道事業との連携による、使用料の収納率の向上を目指します。

#### **(6) 職員給与に関する事項**

市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化や職員給与の適正化に努めます。

#### **(7) 動力費，薬品費，修繕費に関する事項**

汚水処理施設の維持管理委託業者と連携を図り、経費節減に努めます。

#### **(8) 委託費に関する事項**

委託の内容を随時精査し、委託費の適正化に努めます。

#### **(9) 不明水対策に関する事項**

不明水は、処理経費がかさむ要因となるため、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を図る予定です。

#### **(10) 危機管理の体制に関する事項**

自然災害や事故等の不測の事態に備えるため、下水道事業業務継続計画の策定及び職員訓練の実施により危機管理体制の強化を図ります。

### **5. 経営戦略の事後検証，更新等に関する事項**

社会構造及び状況変化を考慮しながら、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、持続可能な経営に向け継続的に改善を図ります。



## 江田島市下水道事業経営戦略調書

団 体 名 : 江田島市

事 業 名 : 江田島市公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年4月 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	14.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1 処理区(中央処理区)		
処 理 場 数	1 箇所(中央浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成21年度の計画見直しにより、大柿町飛渡瀬地区を大柿処理区から中央処理区へ編入したことにより、投資経費の縮減を図っている。 農業集落排水施設の大須浄化センターで発生する汚泥を中央浄化センターへ運搬し、汚泥脱水及び処分作業の集約を行い効率化を図っている。なお、令和2年度には、大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道施設の切串処理区域へ管渠接続による統合を行い、さらに費用を削減できる。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5">使用料</td> <td>基本料金(円)</td> </tr> <tr> <td>(m<sup>3</sup>/月)</td> <td>水量 ~5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>超過料金(円/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>一般用家庭水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業汚水</td> <td>660</td> <td>160</td> <td>175</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>215</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>									使用料					基本料金(円)	(m <sup>3</sup> /月)	水量 ~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	一般用家庭水								営業汚水	660	160	175	190	200	215	240	臨時用								プール用					100		
			使用料					基本料金(円)																																															
(m <sup>3</sup> /月)	水量 ~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )																																																
一般用家庭水																																																							
営業汚水	660	160	175	190	200	215	240																																																
臨時用																																																							
プール用					100																																																		
業務用使用料体系の 概要・考え方	備考:消費税を含んだ額は、上表により算出した額に110/100を乗じる																																																						
その他の使用料体系の 概要・考え方																																																							
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,467	円(税込)	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,984	円(税込)																																																
	平成29年度	3,467	円(税込)		平成29年度	3,974	円(税込)																																																
	平成30年度	3,467	円(税込)		平成30年度	3,994	円(税込)																																																

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

職 員 数	第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っている。
事業運営組織	企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営している。

## (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化センター、ポンプ場等の維持管理 ・汚泥の運搬及び処分
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙3「平成30年度経営比較分析表」のとおり

## 2. 経営の基本方針

・整備率は平成30年度末で96.7%である。  
 ・平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行った。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域(江田島町秋月等)については、合併浄化槽補助金による整備区域とし、令和2年度中に管渠整備は概ね完了する予定である。よって、今後の公共下水道事業は、管渠整備から既存施設の維持管理へシフトし、施設維持の効率化に取り組む。  
 ・施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題もあることから、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新、維持管理の効率化などについて検討する。  
 ・使用料については、消費税が10パーセントになることに伴う改定を令和元年10月1日に行った。令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。なお、使用料改定は、市民の大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要である。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙4参照

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

面整備としては、中央処理区の大柿町飛渡瀬地区ほか10.4haの管渠築造工事を予定している。  
 浄化センター更新としては、江田島中央浄化センターの改築更新工事を予定している。  
 その他の施設の更新としては、中央処理区のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定している。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年12月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。令和3年度と令和8年度に使用料改定を予定して積算している。  
 資本的収入では、社会資本整備総合交付金による国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいる。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、第4次江田島市行財政改革大綱(R2~R6)に基づき現状に合った適正な職員数となっていることから、現状維持を見込んでいる。  
 修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいる。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	施設統廃合については、近隣に対象となる処理区域はないので考えていない。浄化センターの維持管理については、効率的な運営を図る予定である。
投資の平準化に関する事項	面整備が令和2年度で概ね完了することを踏まえ、既存施設の改築更新及び長寿命化による施設の維持に対しての投資にシフトしていく。 施設更新の実施に当たっては、令和元年度には江田島市下水道ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行った。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域(江田島町秋月等)については、合併浄化槽補助金による整備区域に変更した。

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	事業に要する経費の財源を確保するため、本市水道事業と連携を図り、収納率の向上を図る。 処理区域内の未接続家屋への啓発活動による接続率の向上を図る。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	汚水処理施設の維持管理業務は、現状では民間業者に業務委託している。今後も委託業者と連携を図り、経費節減に努める。 社会的状況を把握しながら包括的民間委託の導入するなど、民間活用の可能性を検討していく。
職員給与と費に関する事項	市民サービスの向上及び人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化や職員給与の適正化に努める。
動力費に関する事項	委託業者と連携を図り、経費節減に努める。
薬品費に関する事項	委託業者と連携を図り、経費節減に努める。
修繕費に関する事項	委託業者と連携を図り、経費節減に努める。
委託費に関する事項	委託の内容を随時精査し、委託費の適正化に努める。
その他の取組	将来の下水道事業を担う人材育成を図る。 不明水は、処理経費がかさむ要因となるため費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を図る。 自然災害や事故等の不測の事態に備えるため、危機管理体制の強化を図る。

4. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項

経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	社会構造及び状況変化を考慮しながら, 計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Act) のPDCAサイクルを活用し, 持続可能な経営に向け継続的に改善を図る。
-------------------------	--

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

(別紙3)

広島県 江田島市	業種名	下水道事業	事業名	類似団体系分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	法適用	下水道事業	公共下水道	G02	非設置	22,979	100.71	233.35
	資金不足比率 (%)	73.28	普及率 (%)	97.47	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金 (円)	4,533	2.73	1,680.44
			普及率 (%)	19.73	3,466			

グラフ凡例

- 当該団体系分 (当該値)
- 類似団体系分 (平均値)

【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率 (%)

当年度	108.69	110.8	110.07	106.7	106.83
前年度	94.00	100.00	100.00	101.17	101.17
平均値	100.67	100.00	100.00	101.17	101.17

② 黒字化損金比率 (%)

当年度	3.28	31.4	26.14	22.02
前年度	0	0	0	0
平均値	29.24	31.45	31.4	26.14

③ 流動比率 (%)

当年度	69.49	70.16	79.71	68.29	68.04
前年度	32.43	30.68	48.42	75.86	62.52
平均値	41.60	42.05	42.70	42.76	43.01

④ 企業価値対事業採得比率 (%)

当年度	682.78	42370	42736	43101	
前年度	1594.84	1547.03	1437.17	1393.69	1299.83
平均値	1203.71	1162.36	1047.65	1124.26	1046.23

⑤ 経費回収率 (%)

当年度	100.91	104.82	80.58	78.92	
前年度	102.73	102.02	104.82	98.95	100
平均値	69.74	68.21	74.04	80.58	78.92

⑥ 汚水処理原価 (円)

当年度	136.86	235.61	216.21	220.31	
前年度	191.03	194.61	190.03	200.88	199.68
平均値	248.89	250.84	235.61	216.21	220.31

⑦ 施設利用率 (%)

当年度	58.98	49.39	49.25	50.24	49.68
前年度	51.95	54.83	55.68	55.62	53.66
平均値	46.00	41.60	42.05	42.70	42.76

⑧ 水洗化率 (%)

当年度	95.20	84.12	84.17	83.35	
前年度	77.9	79.35	80.95	78.98	81.59
平均値	74.00	41.60	42.05	42.70	42.76

⑨ 有形固定資産減価償却率 (%)

当年度	38.60	22.6	26.81	26.06	
前年度	33.24	34.71	36.36	37.3	38.5
平均値	21.09	22.6	26.81	26.06	

⑩ 管理老朽化率 (%)

当年度	5.64	42.70	42.76	43.01
前年度	0	0	0	0
平均値	0	0	0	0

⑪ 管理改善率 (%)

当年度	0.23	0.15	0.1	0.13	0.12
前年度	0	1.89	0	0	0
平均値	0	0.03	0.1	0.13	0.12

## 2. 老朽化の状況

1. 経営の健全性・効率性について  
 【経常収支比率・黒字化損金比率】  
 経常収支比率は100%で推移しており、黒字化損金も発生していないが、一般会計繰入金によるもので、基準外繰入の縮小、解消に向け、経営改善に取り組む必要がある。  
 【流動比率】  
 平成26年度の制度改正により大きく減少したが、流動負債の建設改良費に充てられた企業債の比率が高いために、流動比率は減少する見込みである。  
 【企業価値対事業採得比率】  
 整備に伴う企業価値の借入による企業価値が多額である。整備計画の変更を予定しており、縮小に伴い整備に係る借入は減少する見込みである。  
 【経費回収率】  
 汚水処理原価は、約700円で推移し、類似団体平均を上回っている。経費回収率も約100%で推移し、類似団体平均を上回っているが、引き続き施設の維持管理経費の前減に努めていく必要がある。  
 【施設利用率】  
 施設利用率は、約55%前後で推移し、類似団体平均を上回っている。  
 【水洗化率】  
 水洗化率は約80%前後で推移しているが、類似団体平均を下回っている。高齢化や空家の老朽化、経済的理由などにより未接続の世帯もある。水洗化促進員の訪問等により普及促進を引き続き継続していく必要がある。

2. 老朽化の状況について  
 【有形固定資産減価償却率・管理老朽化率・管理改善率】  
 平成26年度の減価償却率の増加は、制度改正に伴う減価償却累計額の増加によるものである。  
 グラフ③管理改善率の表中、平成27年度のデータ「1.89」は、誤記載で正しくは「0」である。  
 したがって、グラフには数値が記入されていないが、管理老朽化率、管理改善率はともに0%で推移している。平成28年度に供用開始し、21年が経過した。管理が耐用年数を経過するにはまだ年数があるといえる。今後、経年による施設の老朽化、維持修繕、更新費用が増大する見込みであり、長寿命化計画(ストックマネジメント計画)に基づき計画的な更新を回していく必要がある。

全体総括  
 水洗化率の向上のため、未接続世帯の世帯の把握・啓蒙等により接続促進を継続していく。経常回収率は100%を超えており、安定した収入のため、使用料の改定による収入の確保や維持管理経費の節約などに努める。企業価値が多額で、将来的な負担が大きい。事業計画の縮小を予定してはいるが、まだ整備が残っている世帯もあり、借入による企業価値もさらに増加する見込みである。将来的な負担の増大が予想されるため、引き続き経営の節約など、経営健全化に努める。

経営の老朽化率は低いものの、今後、経年による修繕・更新費用の増大も懸念されるため、経営戦略及び長寿命化計画(ストックマネジメント計画)に基づき計画的な修繕・更新に取り組む。

※ 「経常収支比率」、「黒字化損金比率」、「流動比率」、「管理老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均値を算出しています。

投資・財政計画

(別紙4)

【公共下水道事業】

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的	1. 営業収入	111,292	113,633	114,622	137,526	136,151	134,790	133,442	132,108	156,933	155,364	153,810	152,272
	(1) 受託工事収益	110,916	113,517	114,559	137,470	136,095	134,734	133,386	132,052	156,877	155,308	153,754	152,216
	(2) 受託工事の他	376	116	63	56	56	56	56	56	56	56	56	56
	(3) 営業外収益	23,457	23,476	216,806	189,196	194,670	195,257	186,513	187,074	160,415	164,918	168,058	171,056
収益的	2. 補助金	132,629	150,927	164,825	111,498	114,045	111,480	104,082	101,700	70,945	73,532	75,852	78,076
	(1) 会計補助金	132,629	150,927	164,825	111,498	114,045	111,480	104,082	101,700	70,945	73,532	75,852	78,076
	(2) その他補助金	90,793	83,346	111,980	77,667	80,594	83,746	82,400	85,343	89,439	91,355	92,175	92,949
	(3) 前受金戻入金	35	3	1	31	31	31	31	31	31	31	31	31
収益的	1. 営業収入	334,749	347,909	391,428	326,722	330,821	330,047	319,955	319,182	317,348	320,282	321,868	323,328
	(1) 職員給与	296,560	316,596	364,174	302,793	309,367	311,523	303,853	304,968	308,871	311,147	313,139	313,139
	(2) 退職給付	22,691	32,394	35,140	30,654	29,747	29,449	29,153	28,860	28,571	28,284	28,000	27,719
	(3) 退職給付	13,169	17,561	17,640	17,463	17,288	17,115	16,943	16,773	16,605	16,438	16,273	16,110
収益的	2. 経費	9,522	14,833	17,500	13,191	12,459	12,334	12,210	12,087	11,966	11,846	11,727	11,609
	(1) 営業外経費	84,643	106,420	99,290	98,297	97,314	96,340	95,376	94,422	93,477	92,542	91,616	90,699
	(2) 動力経費	9,522	11,300	11,400	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	(3) 修繕費	1,717	3,800	4,231	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
支出	3. その他	73,402	91,320	83,659	87,615	86,632	85,658	84,694	83,740	82,795	81,860	80,934	80,017
	(1) 減価償却費	189,226	177,782	229,744	173,842	182,306	185,734	179,324	181,703	182,920	188,045	191,531	194,721
	(2) 営業外費用	34,304	30,344	26,954	23,929	21,454	18,524	16,102	14,197	12,380	11,411	10,721	10,189
	(3) 支払利息	33,211	30,324	26,934	23,849	21,374	18,444	16,022	14,117	12,300	11,331	10,641	10,109
経常	1. 営業収入	330,864	346,940	391,128	326,722	330,821	330,047	319,955	319,182	317,348	320,282	321,868	323,328
	(1) 営業外収益	3,885	969	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	(2) 営業外損失	639	1,198	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	(3) 特別損益	4,524	2,167	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
繰越利益剰余金又は繰越損失	(E)+(H)	173,959	79,514	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141	99,141
	(E)+(H)	1,890	3,308	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953
	(E)+(H)	278,229	120,656	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249	121,249
	(E)+(H)	118,496	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447	13,447
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金	(A)-(B)	111,292	113,633	114,622	137,526	136,151	134,790	133,442	132,108	156,933	155,364	153,810	152,272
	(L)												
	(M)												
	(N)												
健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した健全化法施行令第16条により算定した健全化法施行令第17条により算定した健全化法施行令第22条により算定した	((L)/(M)×100)												
	((L)/(M)×100)												
	((N)/(P)×100)												
	((N)/(P)×100)												

投資・財政計画

(別紙4)

区分	【公共下水道事業】											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本的収入	13,900	30,400	35,700	73,000	38,000	37,000	34,000	7,500	40,000	41,000	38,000	36,000
1. 企業費平準化償還金												
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金	20,620	67,039	33,917	7,168	13,984	7,886						
4. 他会計負担金	27,521	27,583	37,449	80,779	45,880	43,460	40,570	14,183	46,114	46,816	42,567	39,529
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	32,302	68,685	95,600	146,400	76,000	75,750	69,750	15,900	81,000	82,850	76,000	72,100
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金	13,542	4,734	3,417	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
9. その他												
計	107,885	198,441	206,083	308,347	174,864	165,096	145,320	38,583	168,114	171,666	157,567	148,629
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
資本的収入	107,885	198,441	206,083	308,347	174,864	165,096	145,320	38,583	168,114	171,666	157,567	148,629
1. 建設改良費	106,529	169,814	196,370	301,416	160,529	159,943	147,858	40,074	170,191	173,809	160,027	152,146
うち職員給与費	15,212	8,595	8,704	8,616	8,529	8,443	8,358	8,274	8,109	8,109	8,027	7,946
2. 企業債償還金	117,214	123,063	127,731	129,724	129,865	120,913	105,341	97,336	82,508	73,905	62,778	59,962
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	223,743	292,877	324,101	431,140	290,394	280,856	253,199	137,410	252,699	247,714	222,805	212,108
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	115,858	94,436	118,018	122,793	115,530	115,760	107,879	98,827	84,585	76,048	65,238	63,479
補填財源	109,347	85,851	101,043	96,175	101,712	101,988	96,924	96,360	93,481	96,690	80,989	75,437
1. 損益剰余金処分額												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他	6,511	8,585	16,975	26,618	13,818	13,772	12,681	2,890	14,727	15,063	13,818	13,109
計	115,858	94,436	118,018	122,793	115,530	115,760	109,605	99,250	108,208	111,753	94,807	88,546
他会計借入金残高							△ 1,726	△ 423	△ 23,623	△ 35,705	△ 29,569	△ 25,067
企業債残高	1,464,083	1,364,433	1,272,402	1,215,678	1,123,813	1,039,900	968,559	878,723	836,215	803,310	778,532	754,570

区分	【公共下水道事業】											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分	132,629	150,927	164,825	111,498	114,045	111,480	104,082	101,700	70,945	73,532	75,852	78,076
うち基準内繰入金	116,341	118,413	97,380	90,000	88,200	86,436	77,405	75,290	70,945	68,532	63,852	61,076
うち基準外繰入金	16,288	32,514	67,445	21,498	25,845	25,044	26,677	26,410	5,000	5,000	12,000	17,000
資本的収支分	48,141	94,622	71,366	87,947	59,864	51,346	40,570	14,183	46,114	46,816	42,567	39,529
うち基準内繰入金	27,521	27,583	37,449	80,779	45,880	43,460	40,570	14,183	46,114	46,816	42,567	39,529
うち基準外繰入金	20,620	67,039	33,917	7,168	13,984	7,886						
計	180,770	245,549	236,191	199,445	173,909	162,826	144,652	115,883	117,059	120,348	118,419	117,605

(注)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財普第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。



## 【特定環境保全公共下水道事業】



# 特定環境保全公共下水道事業

江田島市特定環境保全公共下水道事業の経営戦略は、経営戦略策定ガイドラインに沿って別紙5の経営戦略調書に基づき、次のとおり作成しました。

## 1. 江田島市の特定環境保全公共下水道事業の現状

### (1) 行政人口の推移

江田島市は、平成16年11月1日に安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、沖美町、大柿町が合併して誕生しました。

平成30年度末時点で22,979人と合併から14年で、およそ7,000人減少し、過疎化が進んでいます。特定環境保全公共下水道計画区域においても同様に年間200人程度減少し、今後もこの傾向が続くと考えられます。

### (2) 特定環境保全公共下水道の概要

江田島市特定環境保全公共下水道事業の実施状況については、平成元年に中田処理区域から下水道整備に着手しました。

平成31年3月末現在においては、各処理区域の処理場は、整備完了・稼働中で、管渠も整備完了しています。整備状況は、次のとおりです。

- 特定環境保全公共下水道は、面積391.9ha・人口6,830人の計画で、平成30年度の事業計画の変更によって、整備率は100%となっています。
- 処理人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口×100）は、72.7%（8,998人/12,384人）です。
- 水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）は、70.3%（6,327人/8,998人）です。

表 1-1 特定環境保全公共下水道の概要

事業名	処理区名	全体計画					現況(31年3月末現在)					
		計画人口	計画面積	処理能力	整備面積	整備率	処理能力(現有)	現況処理水量(日平均)	現況処理水量(日最大)	事業着手	供用開始	整備完了予定
特定環境保全公共下水道	切串	1,280人	118.2ha	600m <sup>3</sup> /日	118.2ha	100.0%	600m <sup>3</sup> /日	248m <sup>3</sup> /日	492m <sup>3</sup> /日	H12	H17	H23完了
	大柿	1,910人	98.3ha	1,400m <sup>3</sup> /日	98.3ha	100.0%	1,400m <sup>3</sup> /日	586m <sup>3</sup> /日	1,114m <sup>3</sup> /日	H6	H15	H30完了
	中田	2,220人	102.9ha	1,760m <sup>3</sup> /日	102.9ha	100.0%	1,760m <sup>3</sup> /日	703m <sup>3</sup> /日	1,273m <sup>3</sup> /日	H1	H6	H21完了
	鹿川	1,420人	72.5ha	600m <sup>3</sup> /日	72.5ha	100.0%	600m <sup>3</sup> /日	253m <sup>3</sup> /日	518m <sup>3</sup> /日	H13	H18	H23完了
	計	6,830人	391.9ha	4,360m <sup>3</sup> /日	391.9ha	100.0%	4,360m <sup>3</sup> /日	1,790m <sup>3</sup> /日	3,397m <sup>3</sup> /日			

※ 整備率＝H30年度末整備面積/全体計画面積として算出。

このように、平成30年度の事業計画の変更による未整備区域の削除によって、整備率は100%となります。今後は、既存施設の維持管理の効率化に取り組みます。また、中田浄化センターは、平成6年度の供用開始から、おおむね25年が経過しています。中田浄化センターにおいては、計画的な改築更新を踏まえた長寿命化事業により改築更新工事を実施しています。

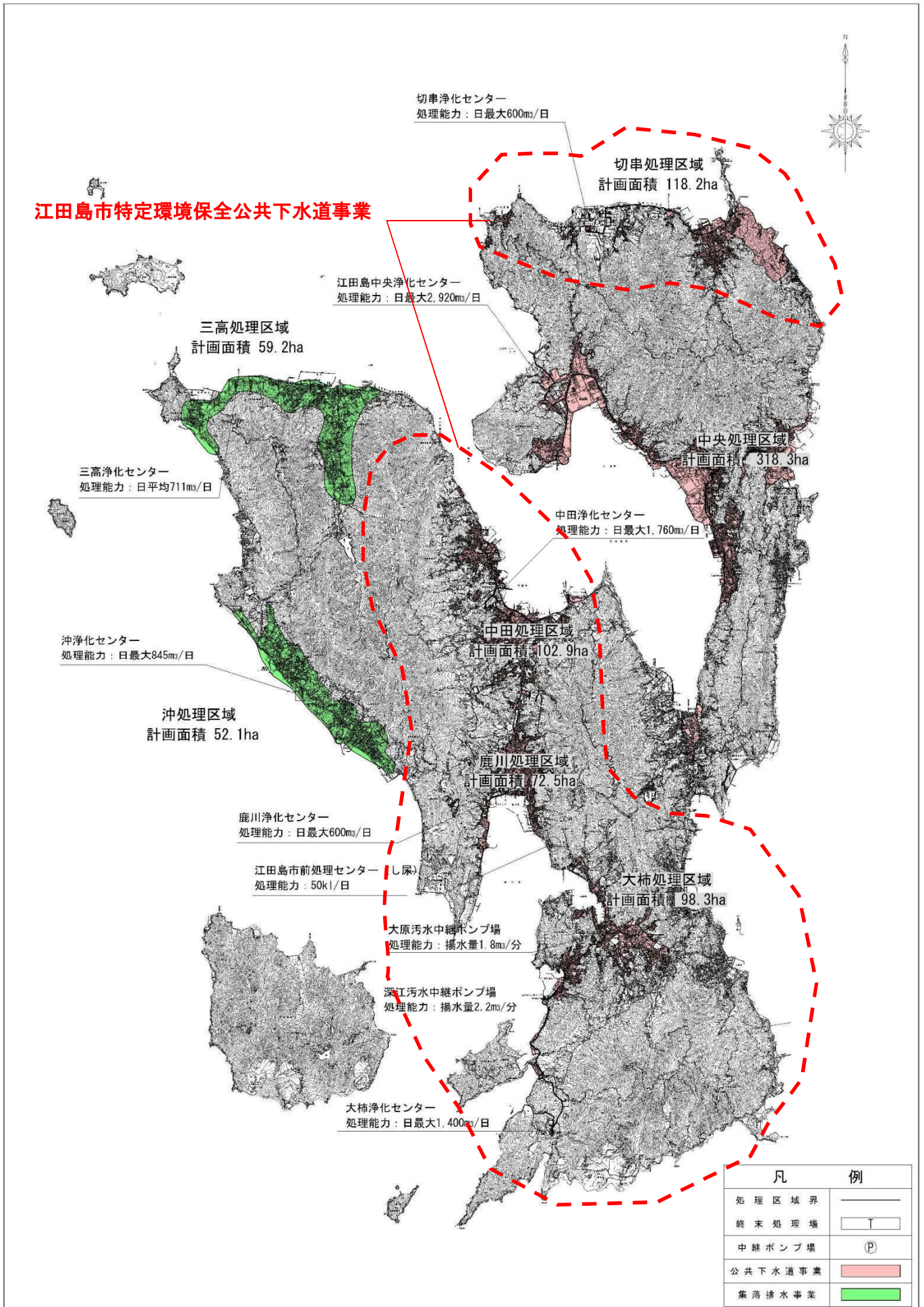


図 1-1 下水道施設位置図

## 2. 経営の基本方針

江田島市においては、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に対応した事業の健全な経営が求められています。このため、平成 28 年度に、持続可能な下水道事業の実現に向け、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間に計画期間とし、「経営戦略」を策定しました。今回、平成 30 年度の下水道計画区域縮小に伴う事業計画の変更に伴い、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間に計画期間として「経営戦略」の見直しを行い、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

### **基本方針**

- 平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（大柿町柿浦・大柿町大君等）については、合併浄化槽補助金による整備区域としました。よって、特定環境保全公共下水道事業は、未整備区域の削除によって整備率が 100% となり、今後は既存施設の維持管理の効率化に取り組みます。
- 施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題もあることから、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新について検討します。
- 使用料については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行いました。同年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。なお、使用料改定は、市民への大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要と考えています。

## 3. 投資・財政計画（別紙 7 参照）

### （1）投資計画

大須浄化センターを切串浄化センターに統合するための接続管渠工事及び大柿処理区域の中継ポンプ場の改築更新工事に対する投資を予定しています。

その他の施設の更新としては、特定環境保全公共下水道事業の区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

## (2) 財源計画

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年度に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。令和3年度と令和8年度に使用料改定を予定して積算しています。資本的収入では、社会資本整備総合交付金による国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

## (3) 投資以外の経費

職員給与費については、第4次江田島市行財政改革大綱(R2~R6)に基づき現状に合った適正な職員数となっていることから、現状維持を見込んでいます。

修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいます。

## 4. 効率化・経営健全化の取組み

### (1) 組織及び人材に関する事項

企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営しています。第4次江田島市行財政改革大綱(R2~R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行ない効率的な人事管理を行っています。

また、本市の下水道事業においては、平成6年4月1日から能美町の特定環境保全公共下水道において地方公営企業法の適用を受け特別会計から企業会計へ移行しています。特定環境保全公共下水道を含む下水道事業全体では平成23年4月1日に企業会計へ移行しており、公営企業として一体的な組織による運営を行い、経費の節減を図っています。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計などの民間による経営管理手法を導入して、経営能力の向上を目指します。

また、将来の下水道事業を担う人材育成を図るため、経験のある職員による指導や職員研修などに積極的に参加させます。

## **(2) 広域化・共同化・最適化に関する事項**

大柿浄化センターでは、平成 26 年度から、江田島市前処理センター（し尿・浄化槽汚泥脱水機施設）で脱水した、ろ液を下水道管を通じて投入し共同処理することで、市全体の汚泥処理費の低減を図っています。平成 29 年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行いました。その結果を踏まえ、平成 30 年度に事業計画の変更を行い、未整備区域（大柿町柿浦・大柿町大君等）については、合併浄化槽補助金による整備区域としました。また、農業集落排水施設の大須浄化センターを廃止し、管渠接続によって切串処理区域へ統合します。

## **(3) 投資の平準化に関する事項**

施設更新の実施に当たっては、令和元年度には江田島市下水道ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化に努めます。

## **(4) 民間活力の活用に関する事項**

汚水処理施設の維持管理業務については、民間業者に業務委託しています。業務内容は、処理場、ポンプ場等の維持管理、汚泥の運搬及び処分です。今後も委託業者と連携を図り、経費節減に努めていきます。社会状況を把握しながら包括的民間委託の導入など民間活用の可能性を検討していきます。

## **(5) 使用料、その他の収入に関する事項**

公営企業は独立採算性により、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることが原則とされています。経費のうち汚水処理費については、基本的に利用者からの使用料で負担することとされています。江田島市の使用料改定については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行っています。

なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を合わせた下水道事業全体での経営健全化を目的とし、令和元年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。

また、下水道管を整備しても宅地からの排水管が接続され、水洗化されなければ使用料収入は見込めません。よって、使用料の検討に加え、戸別訪問、市広報、ホームページなどで水洗化の必要性やメリットを PR し、水洗化を促進することで投資効果の向上を図ります。合わせて水道事業との連携による、使用料の収納率の向上を目指します。

#### **(6) 職員給与に関する事項**

市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化や職員給与の適正化に努めます。

#### **(7) 動力費、薬品費、修繕費に関する事項**

汚水処理施設の維持管理委託業者と連携を図り、経費節減に努めます。

#### **(8) 委託費に関する事項**

委託の内容を随時精査し、委託費の適正化に努めます。

#### **(9) 不明水対策に関する事項**

不明水は、処理経費がかさむ要因となるため、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を図る予定です。

#### **(10) 危機管理の体制に関する事項**

自然災害や事故等の不測の事態に備えるため、下水道事業業務継続計画の策定及び職員訓練の実施により危機管理体制の強化を図ります。

### **5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

社会構造及び状況変化を考慮しながら、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、持続可能な経営に向け継続的に改善を図ります。



## 江田島市下水道事業経営戦略調書

団 体 名 : 江田島市

事 業 名 : 江田島市特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年4月 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	23.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	4処理区(切串処理区, 大柿処理区, 中田処理区, 鹿川処理区)		
処 理 場 数	4箇所(切串浄化センター, 大柿浄化センター, 中田浄化センター, 鹿川浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	大柿浄化センターにおいては, 平成26年度から, し尿・浄化槽汚泥を投入して下水道との共同処理を実施し, 市全体の汚泥処理費の低減を図っている。		

\*1 「広域化」とは, 一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合, 流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは, 複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む), 広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知), 事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは, ①他の事業との統廃合, ②公共下水・集排, 浄化槽等の各種処理施設の中から, 地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。), ③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="6">使用料</td> <td>基本料金(円)</td> </tr> <tr> <td>(m<sup>3</sup>/月)</td> <td>水量 ~5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>超過料金(円/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>一般用家庭水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業汚水</td> <td>660</td> <td>160</td> <td>175</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>215</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								使用料						基本料金(円)	(m <sup>3</sup> /月)	水量 ~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	一般用家庭水								営業汚水	660	160	175	190	200	215	240	臨時用								プール用					100		
	使用料						基本料金(円)																																																
(m <sup>3</sup> /月)	水量 ~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )																																																
一般用家庭水																																																							
営業汚水	660	160	175	190	200	215	240																																																
臨時用																																																							
プール用					100																																																		
業務用使用料体系の 概要・考え方																																																							
その他の使用料体系の 概要・考え方																																																							
備考:消費税を含んだ額は, 上表により算出した額に110/100を乗じる																																																							
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,467	円(税込)	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,586	円(税込)																																																
	平成29年度	3,467	円(税込)		平成29年度	3,622	円(税込)																																																
	平成30年度	3,467	円(税込)		平成30年度	3,616	円(税込)																																																

\*2 条例上の使用料とは, 一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは, 料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

職 員 数	第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っている。
事業運営組織	企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営している。

## (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化センター、ポンプ場等の維持管理 ・汚泥の運搬及び処分
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

別紙6「平成30年度経営比較分析表」のとおり

## 2. 経営の基本方針

・平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行った。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域(大柿町柿浦・大柿町大君等)については、合併浄化槽補助金による整備区域とした。よって、特定環境保全公共下水道事業は、整備率が平成30年度の事業計画の変更による未整備区域の削除によって100.0%となり、今後は既存施設の維持管理の効率化に取り組む。

・施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題もあることから、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新、維持管理の効率化などについても検討する。

・使用料については、消費税が10パーセントになることに伴う改定を令和元年10月1日に行った。令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。なお、使用料改定は、市民への大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要である。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙7参照

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

大須浄化センターを切串浄化センターに統合するための接続管渠工事及び大柿処理区域の中継ポンプ場の改築更新工事に対する投資を予定している。

その他の施設の更新としては、特定環境保全公共下水道事業の区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定している。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年度に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。令和3年度と令和8年度に使用料改定を予定して積算している。資本的収入では、社会資本整備総合交付金による国庫補助金、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいる。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、第4次江田島市行財政改革大綱(R2~R6)に基づき現状に合った適正な職員数となっていることから、現状維持を見込んでいる。

修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいる。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大柿浄化センターでは、平成26年度から、江田島市前処理センター(し尿・浄化槽汚泥脱水機施設)で脱水したろ液を下水道管を通じて投入し共同処理することで、市全体の汚泥処理費の低減を図っている。平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行った。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域(大柿町柿浦・大柿町大君等)については、合併浄化槽補助金による整備区域とした。また、農業集落排水施設の大須浄化センターを廃止し、管渠接続によって切串処理区域へ統合する。
投資の平準化に関する事項	令和元年度には江田島市下水道ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	平成29年度に「下水道計画区域見直し」に伴う住民アンケートを行った。その結果を踏まえ、平成30年度に事業計画の変更を行い、未整備区域(大柿町柿浦・大柿町大君等)については、合併浄化槽補助金による整備区域とした。

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	事業に要する経費の財源を確保するため、本市水道事業と連携を図り、収納率の向上を図る。 処理区域内の未接続家屋への啓発活動による接続率の向上を図る。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託, 指定管理者制度, PPP/PFIなど)	汚水処理施設の維持管理業務について, 現状は民間業者に業務委託している。今後も委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。社会状況を把握しながら包括的民間委託の導入など民間活用の可能性を検討していく。
職員給与費に関する事項	市民サービスの向上及び人件費のバランスを考慮し, 最小限の人員で最大のサービスが提供できるように定員の適正化や職員給与の適正化に努める。
動力費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
薬品費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
修繕費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
委託費に関する事項	委託の内容を随時精査し, 委託費の適正化に努める。
その他の取組	将来の下水道事業を担う人材育成を図る。 不明水は, 処理経費がかさむ要因となるため費用対効果等を総合的に検証し, 効果的な不明水対策を図る。 自然災害や事故等の不測の事態に備えるため, 危機管理体制の強化を図る。

## 4. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項

経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	社会構造及び状況変化を考慮しながら, 計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Act) のPDCAサイクルを活用し, 持続可能な経営に向け継続的に改善を図る。
----------------------	--



投資・財政計画

(別紙7)

【特定環境保全公下水道事業】

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支	1. 営業収益	(A) 110,518	117,003	119,917	150,603	148,243	145,857	143,444	141,002	165,964	163,504	161,390	159,646
	(1) 受託工事収益	110,517	117,001	119,915	143,898	142,459	141,034	139,623	138,226	164,212	162,569	160,943	159,333
	(2) 受託工事の収益	1	2	2	6,705	5,784	4,823	3,821	2,776	1,752	935	447	313
収益的収入	2. 営業外収益	431,102	504,687	592,085	389,411	379,455	370,691	349,721	342,497	311,274	282,213	273,205	269,143
	(1) 補助金	233,267	291,425	381,291	221,386	212,829	204,693	191,403	185,632	153,102	139,431	134,260	131,069
	(2) 補助金	233,267	291,425	381,291	221,386	212,829	204,693	191,403	185,632	153,102	139,431	134,260	131,069
収益的支出	1. 営業費用	197,794	213,261	210,793	168,024	166,625	165,997	158,317	156,864	158,171	142,781	138,944	138,073
	(1) 職員給与	41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 退職給付	541,620	621,690	712,002	540,014	527,698	516,548	493,165	483,499	477,238	445,717	434,595	428,769
経常損失	2. 経費	476,336	566,415	525,124	496,144	489,433	483,460	464,391	458,440	455,085	426,385	417,934	414,568
	(1) 減価償却	20,595	29,841	30,252	24,227	23,984	23,743	23,505	23,269	23,035	22,803	22,573	22,347
	(2) 減価償却外費用	12,867	15,043	15,339	12,433	12,308	12,184	12,062	11,941	11,821	11,702	11,584	11,468
繰越利益剰余金又は繰越損失	3. 繰越利益剰余金又は繰越損失	7,728	14,598	14,913	11,794	11,676	11,559	11,443	11,328	11,214	11,101	10,989	10,879
	(1) 繰越利益剰余金	130,172	209,143	150,265	148,762	147,274	145,801	144,342	142,898	141,469	140,054	138,653	137,266
	(2) 繰越損失	16,611	18,110	19,620	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
営業収益	営業収益	2,454	3,800	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980	5,980
	(1) 営業外収益	111,107	187,233	124,665	124,782	123,294	121,821	120,362	118,918	117,489	116,074	120,777	119,390
	(2) 営業外費用	325,569	327,631	344,607	323,155	318,175	313,916	299,544	292,273	290,581	263,528	256,708	254,955
営業利益	2. 営業利益	61,960	55,225	49,575	43,870	38,265	33,088	28,774	25,059	22,153	19,332	16,661	14,221
	(1) 営業外収益	60,653	55,205	49,555	43,850	38,245	33,068	28,754	25,039	22,133	19,312	16,641	14,201
	(2) 営業外費用	1,307	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
繰越利益剰余金又は繰越損失	3. 繰越利益剰余金又は繰越損失	538,296	621,640	574,639	540,014	527,698	516,548	493,165	483,499	477,238	445,717	434,595	428,769
	(1) 繰越利益剰余金	3,324	50	137,303									
	(2) 繰越損失	3,050	180,046										
繰越利益剰余金又は繰越損失	特別損益	6,374	50	317,349									
	(1) 特別損益	(F)-(G)	(H)	(I)									
	(2) 特別損益	(J)	(K)	(L)									
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失	102,000	181,118	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825	225,825
	(1) 繰越利益剰余金	7,000	7,534	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005
	(2) 繰越損失	250,000	274,829	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181	276,181
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失	20,000	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628	30,628
	(1) 繰越利益剰余金	(A)-(B)	(C)	(D)									
	(2) 繰越損失	(E)-(F)	(G)	(H)									
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失	110,518	117,003	119,917	150,603	148,243	145,857	143,444	141,002	165,964	163,504	161,390	159,646
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失												
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失												
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失												
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失												
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												
繰越利益剰余金又は繰越損失	繰越利益剰余金又は繰越損失												
	(1) 繰越利益剰余金												
	(2) 繰越損失												

投資・財政計画

(別紙7)

【特定環境保全公共下水道事業】

区分	前々年度 (決算)		前年度 (決算)		本年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
資本的収入	17,400	29,500	35,400	6,000	7,000	5,000	8,000	36,000	10,000	1,500	7,000	4,500			
1. 企業費平準化償還金															
2. 他会計補助金	57,265	93,183	26,508	20,083	23,607	14,760	22,575	27,973	19,808	19,723					
3. 他会計補助金	52,909	70,364	46,088	34,803	31,173	48,196	16,151	6,706	10,680	8,036					
4. 他会計借入金															
5. 国(都道府県)補助金	34,051	85,247	45,900	12,100	17,650	73,900	21,300	3,650	14,000	9,150					
6. 固定資産売却代金															
7. 工事負担金	911	850	936	1,000	300	300	300	300	300	300					
8. 工事業負担金															
9. その他	162,536	279,144	152,756	89,384	94,596	70,936	80,730	173,156	70,326	40,129	51,788	41,709			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
(B)															
(C)	162,536	279,144	152,756	89,384	94,596	70,936	80,730	173,156	70,326	40,129	51,788	41,709			
(D)	78,561	171,253	133,257	31,712	35,436	28,861	42,587	155,014	49,741	14,369	35,069	25,298			
(E)	10,438	7,437	7,588	7,512	7,436	7,361	7,287	7,214	7,141	7,069	7,069	6,998			
(F)	222,260	222,261	215,890	215,003	213,255	191,948	179,579	166,987	156,867	147,813	137,028	134,956			
(G)															
(H)															
資本的支出															
1. 建設改良費															
2. 職員給与費															
3. 企業債償還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計	300,821	393,514	349,147	246,715	248,691	220,809	222,166	322,001	206,608	162,182	172,097	160,254			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	138,285	114,370	196,391	157,331	154,095	149,873	141,436	148,845	136,282	122,053	120,309	118,545			
1. 損益剰余金処分額	133,451	103,973	184,972	155,131	151,550	147,919	138,227	135,409	132,410	120,747	117,764	116,882			
2. 繰越工事資金															
3. 繰越工事資金															
4. その他	4,834	10,397	11,419	2,200	2,545	1,954	3,209	13,436	3,872	1,306	2,545	1,663			
(F)	138,285	114,370	196,391	157,331	154,095	149,873	141,436	148,845	136,282	122,053	120,309	118,545			
(E)-(F)															
他会計借入金残高															
企業債残高	2,605,731	2,516,358	2,335,868	2,126,865	1,920,610	1,733,662	1,562,083	1,431,096	1,284,229	1,137,916	1,007,888	877,432			

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	前々年度 (決算)		前年度 (決算)		本年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
収益的収支分	233,267	291,425	381,291	221,386	212,829	204,693	191,403	185,632	153,102	139,431	134,260	131,069			
うち基準内繰入金	187,536	165,030	151,921	155,754	152,472	149,315	146,035	143,012	100,659	98,754	97,037	95,379			
うち基準外繰入金	45,731	126,395	229,370	65,632	60,357	55,378	45,368	42,620	52,443	40,677	37,223	35,690			
資本的収支分	110,174	163,547	70,520	70,284	72,596	54,886	54,780	62,956	38,726	34,679	30,488	27,759			
うち基準内繰入金	52,909	70,364	70,520	43,624	46,088	34,803	31,173	48,196	16,151	6,706	10,680	8,036			
うち基準外繰入金	57,265	93,183	26,508	26,660	26,508	19,723	19,808	19,723	19,808	19,723	19,808	19,723			
計	343,441	454,972	451,811	291,670	285,425	259,579	246,183	248,588	191,828	174,110	164,748	158,828			

(単位:千円)

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財普第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。



# 【農業集落排水事業】



# 農業集落排水事業

江田島市農業集落排水事業の経営戦略は、経営戦略策定ガイドラインに沿って別紙8の経営戦略調書に基づき、次のとおり作成しました。

## 1. 江田島市の農業集落排水事業の現状

### (1) 行政人口の推移

江田島市は、平成16年11月1日に安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、沖美町、大柿町が合併して誕生しました。

平成30年度末時点で22,979人と合併から14年で、およそ7,000人減少し、過疎化が進んでいます。農業集落排水区域においても同様に年間100人程度減少し、今後もこの傾向が続くと考えられます。

### (2) 農業集落排水事業の概要

江田島市農業集落排水事業の実施状況については、平成7年に沖地区から下水道整備に着手しました。

平成31年3月末現在においては、各処理区域の処理場は、整備完了・稼働中で、管渠も整備完了しています。整備状況は、以下のとおりです。

農業集落排水は、面積111.3ha・人口5,190人の計画で平成19年度に整備を完了し、整備率は100%となっています。

- 処理人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口×100）は、93.2%（2,882人/3,092人）です。
- 水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）は、71.1%（2,050人/2,882人）です。

表 1-1 農業集落排水事業の概要

事業名	処理区名	全体計画			現況(31年3月末現在)							
		計画人口	計画面積	処理能力	整備面積	整備率	処理能力(現有)	現況処理水量(日平均)	現況処理水量(日最大)	事業着手	供用開始	整備完了予定
農業集落排水	三高	2,630人	59.2ha	711m <sup>3</sup> /日	59.2ha	100.0%	711m <sup>3</sup> /日	278m <sup>3</sup> /日	617m <sup>3</sup> /日	H14	H18	H19完了
	沖	2,560人	52.1ha	692m <sup>3</sup> /日	52.1ha	100.0%	692m <sup>3</sup> /日	200m <sup>3</sup> /日	566m <sup>3</sup> /日	H7	H11	H12完了
	計	5,190人	111.3ha	1,403m <sup>3</sup> /日	111.3ha	100.0%	1,403m <sup>3</sup> /日	478m <sup>3</sup> /日	1,183m <sup>3</sup> /日			

※ 整備率＝H30年度末整備面積/全体計画面積として算出。

このように平成19年度末で全体の100%の整備が完了しています。今後は、更なる既存施設の維持管理の効率化に取り組みます。また、平成11年度の供用開始から20年が経過し、計画的な改築更新も必要となってきました。

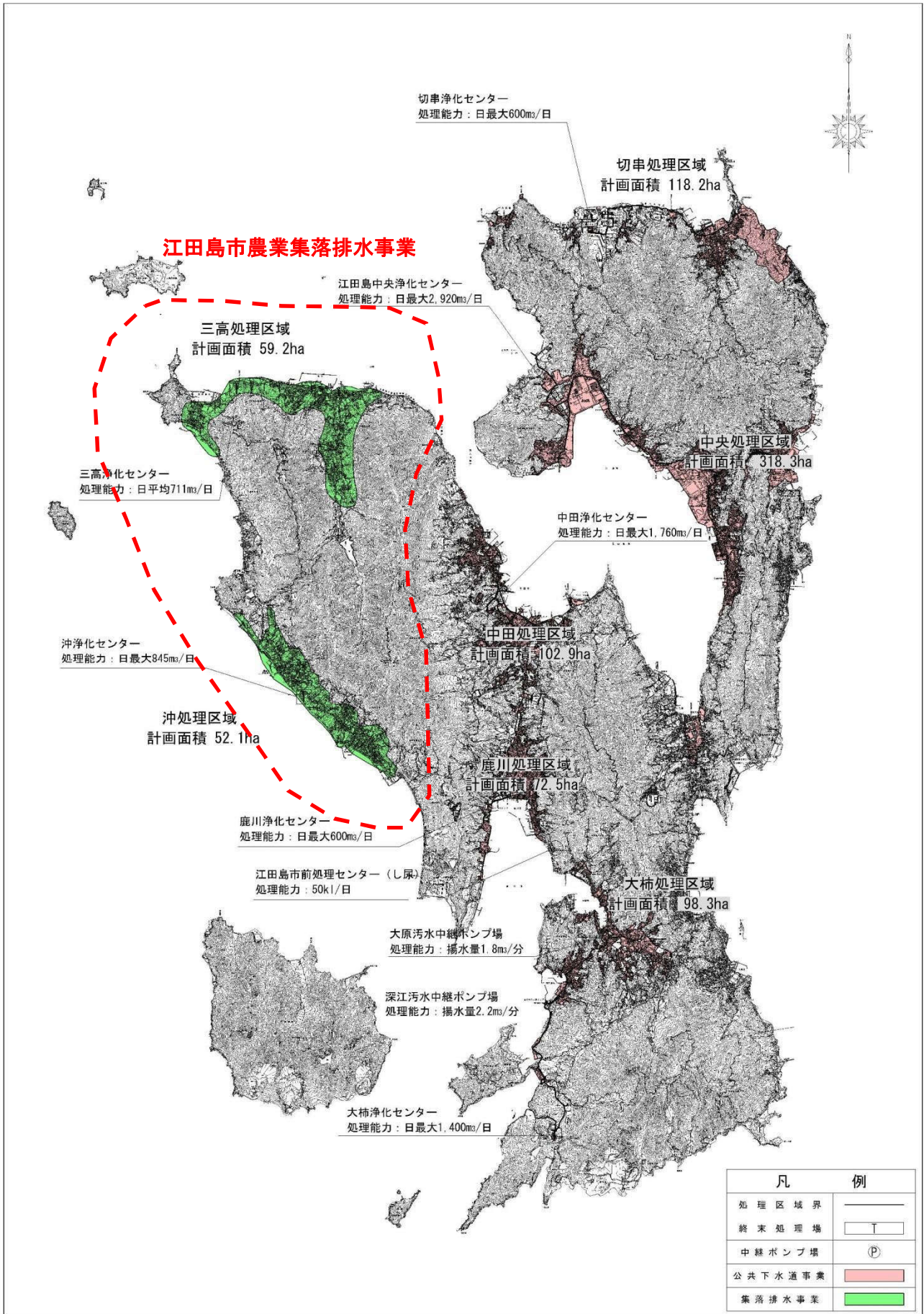


図 1-1 下水道施設位置図

## 2. 経営の基本方針

江田島市においては、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に対応した事業の健全な経営が求められています。このため、平成 28 年度に、持続可能な下水道事業の実現に向け、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間の計画期間とし、「経営戦略」を策定しました。今回、平成 30 年度の事業計画の変更に伴い、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の計画期間として「経営戦略」の見直しを行い、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

### 基本方針

- 整備率は、100.0%です。
- 施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題を踏まえ、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新、維持管理の効率化を行います。
- 使用料については、消費税が 10 パーセントになることに伴う改定を令和元年 10 月 1 日に行いました。同年 12 月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点からおおむね 5 年程度で行うことが望ましいとされています。なお、使用料改定は、市民への大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要と考えています。

## 3. 投資・財政計画（別紙 10 参照）

### （1）投資計画

平成 30 年度の事業計画の変更によって、農業集落排水事業の大須処理区域は、特定環境保全公共下水道の切串地区へ移管されています。その他の施設の更新としては、三高・沖処理区域の浄化センター機器や同処理区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定しています。

### （2）財源計画

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年度に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。令和 3 年度と令和 8 年度に使用料改定を予定して積算しています。

資本的収入では、農山漁村地域整備交付金による国庫補助金、負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

### （3）投資以外の経費

職員給与費については、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で充てているため、計上していません。修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいます。

## 4. 効率化・経営健全化の取組み

### (1) 組織及び人材に関する事項

企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営しています。第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っています。

また、企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設の事業を所管しています。

本市の下水道事業においては、平成6年4月1日から能美町の特定環境保全公共下水道において地方公営企業法の適用を受け特別会計から企業会計へ移行しています。農業集落排水事業を含む下水道事業全体では平成23年4月1日に企業会計へ移行しており、公営企業として一体的な組織による運営を行い、経費の節減を図っています。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計などの民間による経営管理手法を導入して、経営能力の向上を目指します。

また、将来の下水道事業を担う人材育成を図るため、経験のある職員による指導や職員研修などに積極的に参加させます。

### (2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

農業集落排水事業の施設であった大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道事業の切串処理区域へ統合します。これによって、更新費及び管理運営費の低減を図る予定です。

### (3) 投資の平準化に関する事項

平成30年度に江田島市農業集落排水施設最適整備構想を策定しており、同構想を基に適切な改築更新計画を策定し、投資の平準化に努めます。

### (4) 民間活力の活用に関する事項

汚水処理施設の維持管理業務については、民間業者に業務委託しています。業務内容は、処理場、ポンプ場等の維持管理、汚泥の運搬及び処分です。今後も委託業者と連携を深め、経費節減に努めていきます。社会状況を把握しながら包括的民間委託の導入など民間活用の可能性を検討していきます。

#### **(5) 使用料, その他の収入に関する事項**

公営企業は独立採算性により、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることが原則とされています。経費のうち汚水処理費については、基本的に利用者からの使用料で負担することとされています。江田島市の使用料改定については、消費税が10パーセントになることに伴う改定を令和元年10月1日に行っています。

なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を合わせた下水道事業全体での経営健全化を目的とし、令和元年12月に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行います。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされています。

また、下水道管を整備しても宅地からの排水管が接続され、水洗化されなければ使用料収入は見込めません。よって、使用料の検討に加え、戸別訪問、市広報、ホームページなどで水洗化の必要性やメリットをPRし、水洗化を促進することで投資効果の向上を図ります。合わせて水道事業との連携による、使用料の収納率の向上を目指します。

#### **(6) 動力費, 薬品費, 修繕費に関する事項**

汚水処理施設の維持管理委託業者と連携を図り、経費節減に努めます。

#### **(7) 委託費に関する事項**

委託の内容を随時精査し、委託費の適正化に努めます。

#### **(8) 不明水対策に関する事項**

不明水は、処理経費がかさむ要因となるため、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を図る予定です。

#### **(9) 危機管理の体制に関する事項**

自然災害や事故等の不測の事態に備えるため、下水道事業業務継続計画の策定及び職員訓練の実施により危機管理体制の強化を図ります。

## 5. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項

社会構造及び状況変化を考慮しながら, 計画 (Plan) ・ 実行 (Do) ・ 評価 (Check) ・ 改善 (Action) の PDCA サイクルを活用し, 持続可能な経営に向け継続的に改善を図ります。



## 江田島市下水道事業経営戦略調書

団 体 名 : 江田島市

事 業 名 : 江田島市農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年4月 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	25.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2処理区(三高地区, 沖地区)		
処 理 場 数	2箇所(三高浄化センター, 沖浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水施設であった大須浄化センターを廃止し, 特定環境保全公共下水道事業の切 串処理区へ統合する。これによって, 更新費及び管理運営費の低減を図る。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="6">使用料</td> <td>基本料金(円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水量 (m<sup>3</sup>/月)</td> <td>~5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>超過料金(円/m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>一般用家庭水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業汚水</td> <td>660</td> <td>160</td> <td>175</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>215</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							使用料						基本料金(円)		水量 (m <sup>3</sup> /月)	~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	一般用家庭水									営業汚水	660	160	175	190	200	215	240		臨時用									プール用					100			
	使用料						基本料金(円)																																																				
	水量 (m <sup>3</sup> /月)	~5	10	20	30	50	200	超過料金(円/m <sup>3</sup> )																																																			
一般用家庭水																																																											
営業汚水	660	160	175	190	200	215	240																																																				
臨時用																																																											
プール用					100																																																						
業務用使用料体系の 概要・考え方																																																											
その他の使用料体系の 概要・考え方																																																											
備考:消費税を含んだ額は、上表により算出した額に110/100を乗じる																																																											
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,467	円(税込)	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,390	円(税込)																																																				
	平成29年度	3,467	円(税込)		平成29年度	3,422	円(税込)																																																				
	平成30年度	3,467	円(税込)		平成30年度	3,400	円(税込)																																																				

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

職 員 数	第4次江田島市行財政改革大綱(R2～R6)に基づき、現状に合った適正な職員数管理により、適正配置を行い効率的な人事管理を行っている。
事業運営組織	企業局下水道課においては、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業を所管し、業務管理係及び工務係の2係で運営している。

## (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化センター、ポンプ場等の維持管理 ・汚泥の運搬及び処分
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## (3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙9「平成30年度経営比較分析表」のとおり

## 2. 経営の基本方針

・整備率は、100.0%である。  
・施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減収等の課題を踏まえ、各施設のストックマネジメントによる計画的な施設更新、維持管理の効率化を行う。  
・使用料については、消費税が10パーセントになるに伴う改定を令和元年10月1日に行った。令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。なお、使用料改定は、市民への大きな負担増につながることから、慎重な検討が必要である。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙10参照

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成30年度の事業計画の変更によって、農業集落排水事業の大須処理区は、特定環境保全公共下水道事業の切串処理区域へ移管された。  
その他の施設の更新としては、三高・沖処理区域の浄化センター機器や同処理区域内のマンホールポンプ及びマンホール鉄蓋の改築更新工事を予定している。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

収益的収入の使用料については、下水道事業の経営健全化のため、令和元年度に江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。令和3年度と令和8年度に使用料改定を予定して積算している。  
資本的収入では、農山漁村地域整備交付金による国庫補助金、負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいる。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で充てているため、計上しない。  
また、修繕費、薬品費、動力費、委託費については、大規模な施設の拡張が見込まれないことや委託業者との連携による現状維持を見込んでいる。

## (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業の施設であった大須浄化センターを廃止し、特定環境保全公共下水道事業の切串処理区へ統合する。これによって、更新費及び管理運営費の低減を図る。
投資の平準化に関する事項	平成30年度に江田島市農業集落排水施設最適整備構想を策定しており、同構想を基に適切な改築更新計画を策定し、投資の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和元年12月には江田島市上下水道事業審議会を設置し、料金改定を視野に入れた検討を行う。使用料改定は、経営の健全化の観点から概ね5年程度で行うことが望ましいとされている。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	事業に要する経費の財源を確保するため、本市水道事業と連携を図り、収納率の向上を図る。 処理区域内の未接続家屋への啓発活動による接続率の向上を図る。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託, 指定管理者 制度, PPP/PFIなど)	汚水処理施設の維持管理業務は, 民間業者に業務委託している。今 後も委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。 社会状況を把握しながら包括的民間委託の導入など民間活用の可能 性を検討していく。
職員給与費に関する事項	公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で充てているた め, 計上していない。
動力費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
薬品費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
修繕費に関する事項	委託業者と連携を図り, 経費節減に努める。
委託費に関する事項	委託の内容を随時精査し, 委託費の適正化に努める。
その他の取組	将来の下水道事業を担う人材育成を図る。 不明水は, 処理経費がかさむ要因となるため費用対効果等を総合的 に検証し, 効果的な不明水対策を図る。 自然災害や事故等の不測の事態に備えるため, 危機管理体制の強化 を図る。

## 4. 経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項

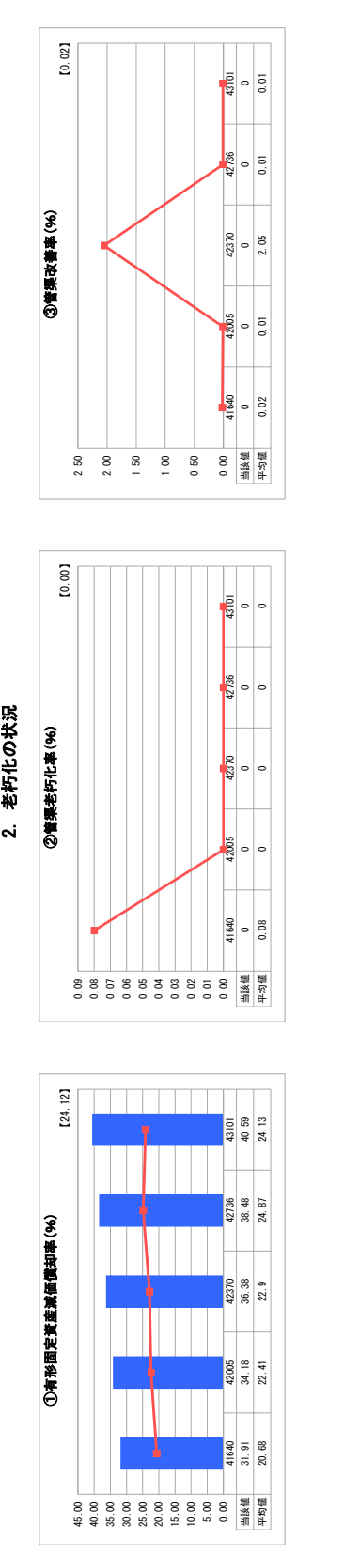
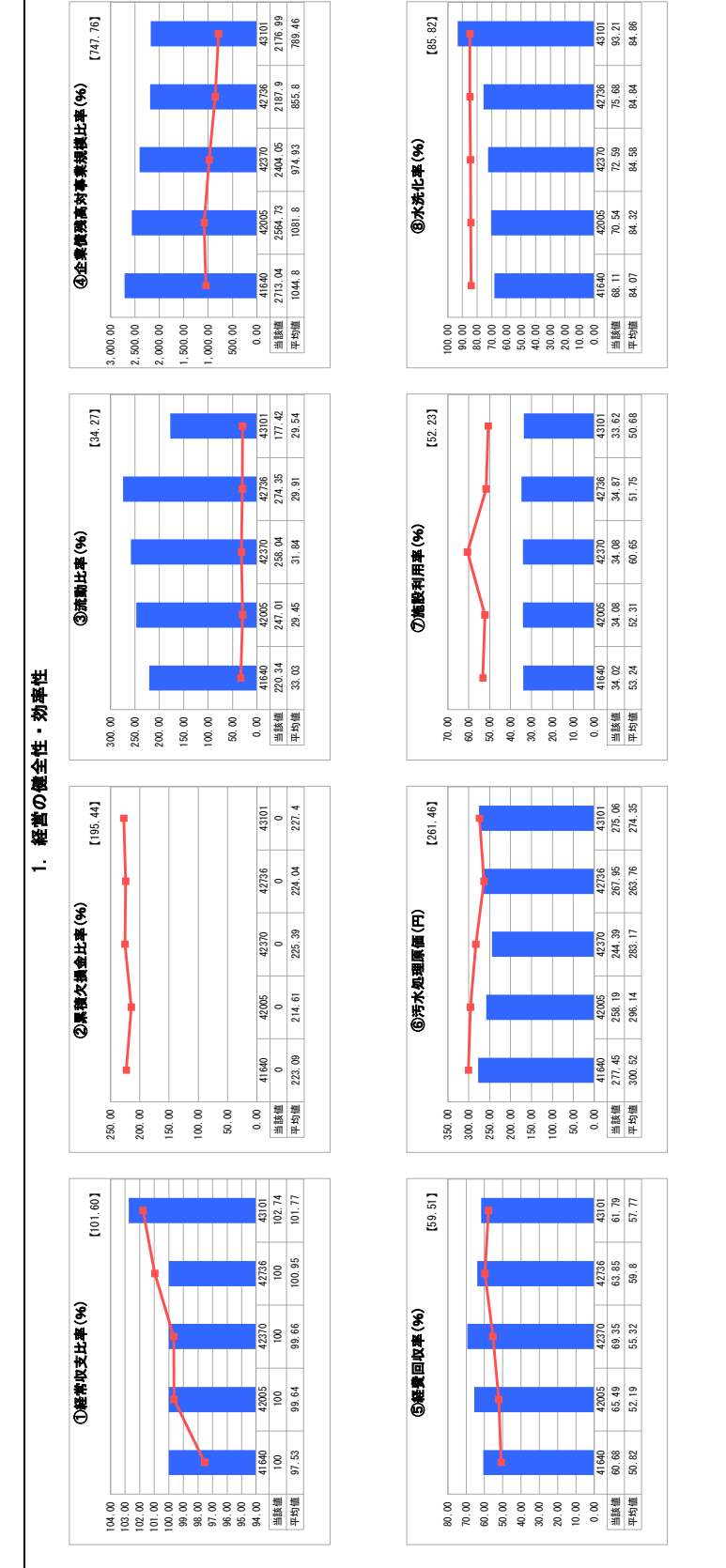
経営戦略の事後検証, 更新等に関する事項	社会構造及び状況変化を考慮しながら, 計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Act) のPDCAサイクルを活用し, 持続可能な経営に向け継 続的に改善を図る。
-------------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

（別紙9）

広島県 江田島市		事業名		類似団地区分		管理者の情報	
業種名	下水道事業	事業名	農業排水	類似団地区分	F2	管理者	非設置
法適用	法適用	普及率(%)	普及率(%)	有収率(%)	10/20m <sup>2</sup> 当たり家賃料金(円)	人口(人)	22,979
資金不足比率(%)	83.16	自己資本構成比率(%)	83.16	有収率(%)	91.68	面積(km <sup>2</sup> )	100.71
	-		13.46		91.68	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	1.15
						処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )	2,688.70
						人口密度(人/km <sup>2</sup> )	233.35
						処理区域人口	2,882
						処理区域人口	2,882
						処理区域人口	2,882

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成30年度全国平均



### 1. 経営の健全性・効率性について

【経常収支比率・黒字化損金比率】  
経常収支比率は100%で推移しており、黒字化損金も発生していないが、一般会計繰入金によるもので、基幹外集入の縮小、弊州に向け、経営改善に取り組み必要がある。

【流動比率】  
流動比率の制度改正により大きく減少したが、流動負債の増加に充てられた企業価値の比率が高いことにより、企業価値高対事業業績比率に企業価値高対事業業績比率が多額であり、整備に伴う企業の借入による企業価値高が多額である。これに伴い、経費回収率は徐々に増加しているが、約75%と低く、経費回収率は徐々に減少しているが、高齢化や家庭の老朽化による未済債権が多額であり、限定的な回収に留まる見込みである。人口減少に伴う多額の未済債権の増加も懸念される。引き継ぎ後継者不足は約250人で、類似団体平均とほぼ同程度であるが、経費回収率は類似団体平均を上回っている。また、水洗化率は整備しているものも増加している。人口増加により、類似団体平均と大きく下回っている。人口増加により、類似団体平均と大きく下回っている。人口増加により、類似団体平均と大きく下回っている。人口増加により、類似団体平均と大きく下回っている。

### 2. 老朽化の状況について

【有形固定資産減価償却率・営業老朽化率・営業改善率】  
平成26年度の減価償却率の増加は、制度改正に伴う減価償却率の増加によるものである。営業老朽化率、営業改善率はともに0%で推移している。平成11年度に供用開始し、19年が経過した。営業が耐用年数を経過するに至るまで、維持修繕、更新、新築費用が増大する見込みであり、事業計画（ストックマネジメント計画）に基づき計画的な更新を図っていく必要がある。

【全体総括】  
水洗化率の向上のため、未済債権の実態把握、整備により整備を推進していく。経費回収率の向上、一般会計繰入金の削減のため、使用料の改正による収入の確保や維持管理の節約などに努める。企業価値高対事業業績比率が多額で、将来的な負担が大きいため、整備に際しては、中期の負担が軽減されるように、整備費の削減を図る。経費回収率の向上、引き継ぎ後継者不足は約250人の、今後、経年による未済債権の増加が懸念され、経営戦略及び事業計画（ストックマネジメント計画）に基づき計画的な更新に取り組む。

※ 「経常収支比率」、「黒字化損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業の類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画

【農業集落排水事業】

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度		本年度	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		(決算)	(決算)		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的	1. 営業収益	28,563	29,079	27,525	32,722	32,395	32,071	31,750	31,433	37,332	36,959	36,589	36,223									
	(1) 受託工事収益	28,563	29,079	27,501	32,671	32,344	32,020	31,699	31,382	37,281	36,908	36,538	36,172									
	(2) 受託工事収益																					
収益的	2. 営業外収益	162,002	176,361	143,719	136,443	134,420	129,197	127,405	126,813	121,053	114,305	113,371	112,642									
	(1) 補助金	95,789	103,324	86,864	76,797	74,999	71,069	69,304	67,120	61,215	57,445	56,196	54,921									
	(2) 補助金	66,169	73,000	56,854	59,615	59,390	58,097	58,070	59,662	59,807	56,829	57,144	57,690									
収益的	3. その他	44	37	1	31	31	31	31	31	31	31	31	31									
	(1) 職員給与	190,565	205,440	171,244	169,165	166,815	161,268	159,155	158,246	158,395	151,264	149,960	148,865									
	(2) 職員給与	169,649	191,709	157,452	158,377	156,880	152,269	151,112	151,134	152,177	145,949	145,433	145,045									
支出	1. 経費	48,468	70,344	48,800	48,312	47,828	47,349	46,875	46,406	45,941	45,481	45,026	44,575									
	(1) 動力費	7,574	8,340	7,200	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000									
	(2) 経費	391	2,800	2,500	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000									
支出	2. その他	40,503	59,204	39,100	36,312	35,828	35,349	34,875	34,406	33,941	33,481	33,026	32,575									
	(1) 減価償却費	121,181	121,365	108,652	110,065	109,052	104,920	104,237	104,728	106,236	100,468	100,407	100,470									
	(2) 減価償却費	15,836	12,681	11,682	10,788	9,935	8,999	8,043	7,112	6,208	5,315	4,527	3,820									
流出	3. 営業外利益	13,648	12,671	11,672	10,778	9,925	8,989	8,033	7,102	6,198	5,305	4,517	3,810									
	(1) 営業外利益	2,188	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10									
	(2) 営業外利益	185,485	204,390	169,134	169,165	166,815	161,268	159,155	158,246	158,395	151,264	149,960	148,865									
流出	4. 常損	5,080	1,050	2,110																		
	(1) 常損	2,985	1,340	3,450																		
	(2) 常損	8,065	1,050	2,110																		
流出	5. 純利益	109,871	35,041	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690	43,690									
	(1) 純利益	2,568	1,458	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742									
	(2) 純利益	61,928	53,170	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433	53,433									
流出	6. 未収負債	11,610	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925									
	(1) 未収負債																					
	(2) 未収負債																					
流出	7. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額	28,563	29,079	27,525	32,722	32,395	32,071	31,750	31,433	37,332	36,959	36,589	36,223									
	(1) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額																					
	(2) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額																					
流出	8. 地方財政法施行令第16条により算定した不足額																					
	(1) 地方財政法施行令第16条により算定した不足額																					
	(2) 地方財政法施行令第16条により算定した不足額																					
流出	9. 地方財政法施行令第17条により算定した不足額																					
	(1) 地方財政法施行令第17条により算定した不足額																					
	(2) 地方財政法施行令第17条により算定した不足額																					
流出	10. 地方財政法施行令第22条により算定した不足額																					
	(1) 地方財政法施行令第22条により算定した不足額																					
	(2) 地方財政法施行令第22条により算定した不足額																					

# 投資・財政計画

【農業集落排水事業】

区分	年度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
資本的収入	3,400	8,900	13,000	19,000	13,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	19,000
1. 企業費平準化償還金												
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金						657	604	886	179			
4. 他会計負担金		600	8,800	19,000	13,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	19,000
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	3,059	5,460	27,580	39,500	27,700	24,800	24,400	24,800	24,500	24,200	24,700	39,600
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金	400	200	100									
9. その他												
計	6,859	15,160	49,480	77,500	53,700	49,457	49,004	49,686	48,679	48,200	48,700	77,600
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
資本的支出												
1. 建設改良費	6,859	15,160	49,480	77,500	53,700	49,457	49,004	49,686	48,679	48,200	48,700	77,600
うち職員給与費	9,437	21,511	54,935	79,143	55,495	49,756	48,848	49,736	49,143	48,583	49,454	79,292
2. 企業債償還金	45,941	46,919	47,918	48,938	49,981	51,047	50,763	49,537	50,432	46,882	41,614	41,068
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	55,378	68,430	102,853	128,081	105,476	100,803	99,611	99,273	99,575	95,465	91,068	120,360
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	48,519	53,270	53,373	50,581	51,776	51,346	50,607	49,587	50,896	47,265	42,368	42,760
1. 損益剰定留保資金	47,820	48,428	48,379	50,450	49,662	46,823	46,167	45,066	46,429	43,639	43,263	42,780
2. 利益剰余金処分												
3. 繰越工事資金												
4. その他	699	4,842	4,994	7,194	5,045	4,523	4,440	4,521	4,467	4,416	4,495	7,208
計	48,519	53,270	53,373	57,644	54,707	51,346	50,607	49,587	50,896	48,055	47,758	49,988
他会計借入金残高				△ 7,063	△ 2,931					△ 790	△ 5,390	△ 7,228
企業債残高	621,815	580,396	545,478	515,540	478,559	439,512	400,749	363,212	324,780	289,898	260,284	238,216

(単位:千円)

## ○他会計繰入金

区分	年度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分	95,789	103,324	86,864	76,797	74,999	71,069	69,304	67,120	61,215	57,445	56,196	54,921
うち基準内繰入金	68,659	101,218	86,864	76,797	74,123	69,570	67,389	64,833	58,515	54,234	52,461	50,654
うち基準外繰入金	27,130	2,106			876	1,499	1,915	2,287	2,700	3,211	3,735	4,267
資本的収支分		600	8,800	19,000	13,000	12,657	12,604	12,886	12,179	12,000	12,000	19,000
うち基準内繰入金		600	8,800	19,000	13,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	19,000
うち基準外繰入金						657	604	886	179			
計	95,789	103,924	95,664	95,797	87,999	83,726	81,908	80,006	73,394	69,445	68,196	73,921

(単位:千円)

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財普第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。